

第 1 災害協定

1 愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第 2 条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第 3 条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第 4 条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第 2 条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第 5 条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第 6 条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第 7 条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第 8 条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第 9 条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第 10 条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第 11 条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 年 3 月 12 日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成 15 年 3 月 31 日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書 41 通を作成し、各自 1 通を保管する。

平成 15 年 4 月 1 日

名古屋市長 松原武久 豊橋市長 早川 勝

岡崎市長	柴田 紘一	一宮市長	谷 一夫
瀬戸市長	増岡 錦也	知多中部広域事務組合管理者 半田市長	榊原 伊三
春日井市長	鵜飼 一郎	豊川市長	中野 勝之
津島市長	水谷 尚	豊田市長	鈴木 公平
西尾市長	本田 忠彦	蒲郡市長	金原 久雄
犬山市長	石田 芳弘	常滑市長	石橋 誠晃
江南市長	大池 良平	尾西市長	大島 晋作
小牧市長	中野 直輝	稲沢中島広域事務組合管理者	服部 幸道
新城市長	山本 芳央	東海市長	鈴木 淳雄
大府市長	福島 努	知多市長	加藤 功
尾張旭市長	谷口 幸治	岩倉市長	石黒 靖明
豊明市長	都築 龍治	長久手町長	加藤 梅雄
木曾川町長	山口 昭雄	蟹江町長	佐藤 篤松
幸田町長	近藤 徳光	田原町長	白井 孝市
渥美町長	山本 道雄	衣浦東部広域連合長	永田 太三
西春日井広域事務組合管理者	長瀬 保	海部東部消防組合管理者	糸野 章
尾三消防組合管理者	久野 知英	海部南部消防組合管理者	佐野 峰夫
海部西部広域事務組合管理者	鷺野 聡明	丹羽広域事務組合管理者	河田 幸男
幡豆郡消防組合管理者	大河内 光行	知多南部消防組合管理者	齋藤 宏一
あすけ地域消防組合管理者	太田 雅清		

別記様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

要 請 者
市町村等名
職 ・ 氏 名

印

応 援 要 請 書

愛知県内広域消防相互応援協定書第 4 条の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
被 害 の 状 況	
必要とする車両、資機材等の 種別及び数量並びに人員	
応 援 隊 の 主 な 任 務	
集 結 場 所	
連 絡 担 当 者 の 氏 名	
そ の 他 必 要 な 事 項	

2 水道災害相互応援に関する覚書（県内市町村等）

（趣旨）

第 1 条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第 2 条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

（相互応援義務）

第 3 条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第 4 条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第 1 次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資機材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第 1 号及び第 2 号の作業の期間は、原則として 7 日以内とする。

（要請の方法）

第 5 条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体に構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。
- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。
- (4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第 1 号及び第 3 号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第 6 条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第 7 条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第 8 条 第 4 条第 1 項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第 1 号に要する費用については、応援期間が 2 日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めるときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第 9 条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第 10 条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第 11 条 会員は、救援体制表（別表第 1）10 部を毎年 4 月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第 12 条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第 13 条 この覚書は、昭和 53 年 3 月 29 日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

附 則

この覚書は、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、

愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書 1 通を作成し、会員及び立会人においてその写し各 1 通を保有する。なお、本書 1 通は支部長が保管する。

平成 16 年 7 月 30 日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早川 勝

愛知県公営企業管理者

企業庁長 深谷 憲彦

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者

上下水道局長 山田 雅雄

愛知用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会

会長 瀬戸市長 増岡 錦也

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町

東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市

愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会

会長 常滑市長 石橋 誠晃

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市

小牧市 岩倉市 清洲町 木曾川町 七宝町 美和町

蟹江町 佐織町 春日町 八開村 稲沢中島広域事務組合

西春日井郡東部水道企業団 海部南部水道企業団丹羽広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会

会長 春日井市長 鵜飼 一郎

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市

高浜市 西尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町 額田町

小原村 足助町 下山村 旭町 稲武町 愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会

会長 岡崎市長 柴田 紘一

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町

一宮町 小坂井町 御津町 渥美町 設楽町 東栄町

豊根村 富山村 津具村 鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会

会長 豊橋市長 早川 勝

立会人

愛知県健康福祉部長 新家 正義

(別表第 1)

救 援 体 制 表

水道事業者名		所在地		電話 (昼間) (夜間)			
[1] 応急給水用具				[2] 緊急連絡先		[4] 緊急工事指定業者	
品名	車種容量	数量	摘要	職名	氏名	電話	
						昼間	夜間
給水タンク車		台		(水道事業管理者)			
撤水車		台		(緊急連絡担当者)			
消防タンク車		台					
給水タンク		基	車つき				
〃		基	車なし				
ポリ容器	20ℓ	個					
水袋	2ℓ	個					
(摘要)				[3] 備蓄資材		[その他]	
				管弁類の形状寸法、数量及び保管場所を要領よくとりまとめた一覧表を別表で提出する。			

3 知多地域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、知多中部広域事務組合及び知多南部消防組合（以下「協定市町等」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、協定市町等の区域において消防業務、救急業務又は救助業務を必要とする災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市町等が相互に応援協力して、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援の種別）

第 2 条 前条の規定による相互応援の種別は、次のとおりとする。

（1）普通応援

（2）特別応援

2 普通応援とは、協定市町等の区域内において当該市町等の近隣地域に災害等が発生したと認めた場合に、自動的に出動する応援をいう。

3 特別応援とは、災害等発生地在市町等の長からの応援要請に基づいて出動する応援をいう。

（応援の要請）

第 3 条 協定市町等の長は、災害等が発生し応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして協定市町等の長に要請するものとする。

なお、応援の要請をした場合には、後日すみやかに要請に係る事項を記載した文書を、応援した市町等の長に提出するものとする。

（1）災害等発生場所及び応援場所

（2）災害等の状況

（3）応援要請人員、機械器具、資材等の数量

（4）その他必要事項

（応援消防力の範囲）

第 4 条 前条の要請により派遣する消防力は、応援市町等において支障の生じない範囲内で行うものとする。

（応援隊の指揮）

第 5 条 応援隊の指揮は、原則として受援市町等の現場最高指揮者が行う。

（報 告）

第 6 条 応援隊の長は、現場に到着したときはその旨を、現場を引き揚げるときはその行った応援活動等の状況を、現場最高指揮者に報告しなければならない。

（経費の負担）

第 7 条 応援隊の派遣に伴う経費の負担は、次の区分によるものとする。

（1）応援出動に要する経費は、応援を受けた市町等の負担とする。ただし、消防機械

器具（救急及び救助機械器具を含む。以下同じ。）の故障の修理費、燃料費、消防職団員の手当等の通常経費は、応援隊の所属する市町等の負担とする。

(2) 応援出動に伴う消防機械器具の重大な破損による修理費、建物、工作物、一般人等の損害に対する補償費又は賠償費、消防職団員の公務災害補償費及び消防賞じゆつ金、その他これらに類する経費の負担については、その都度関係市町等の長が協議して定める。

(雑 則)

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度協定市町等の長が協議して定める。

附 則

この協定は、昭和 51 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この協定は、昭和 54 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この協定は、平成 18 年 12 月 1 日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作成し記名押印のうえ、協定市町等各 1 通保管する。

平成 18 年 12 月 1 日

半 田 市 長	榑 原 伊 三
常 滑 市 長	石 橋 誠 晃
東 海 市 長	鈴 木 淳 雄
大 府 市 長	久 野 孝 保
知 多 市 長	加 藤 功
阿 久 比 町 長	竹 内 啓 二
東 浦 町 長	井 村 德 光
南 知 多 町 長	森 下 利 久
美 浜 町 長	齋 藤 宏 一
武 豊 町 長	粂 山 芳 輝
	知多中部広域事務組合
管 理 者	榑 原 伊 三
	知多南部消防組合
管 理 者	森 下 利 久

4 愛知県防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 30 条第 2 項に基づき、愛知県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第 2 条 本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第 3 条 この協定において、災害とは、消防組織法第 1 条に規定する災害をいう。

(支援要請)

第 4 条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第 30 条第 1 項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

2 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

(防災航空隊の派遣)

第 5 条 知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の活動)

第 6 条 前条第 1 項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第 7 条 愛知県は、第 4 条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防

機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第 8 条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第 9 条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第 10 条 この協定書は、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

平成 8 年 10 月 1 日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は平成 19 年 7 月 31 日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、知事及び市町村の長は、記名押印の上、各自それぞれ 1 通を保管する。

平成 19 年 8 月 1 日

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県知事 神 田 真 秋

知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

南知多町長 沢 田 壽 一

5 三河湾離島消防応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、西尾市及び知多郡南知多町（以下「市町」という。）は消防団の相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、市町内に存する離島佐久島及び日間賀島・篠島（以下「三島」という。）における消防団により相互の応援をすることに関して定め、その応援対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援の対象）

第 2 条 応援は、三島における水火災及びその他の災害（以下「災害」という。）で、消防団の応援を必要と認めるとき及び応援の要請があったときとする。

（応援の区分）

第 3 条 応援の区分は、普通応援及び特別応援とする。

2 普通応援とは、三島に災害が発生しこれを覚知した場合に、自主的に出動する応援をいう。

3 特別応援とは、三島に災害が発生し、特に応援を必要とする場合に受援市町の長又は消防長の要請により出動する応援をいう。

（応援力）

第 4 条 この協定による応援は、原則として応援する消防団（以下「応援団」という。）の市町において支障を生じない限度で行なうものとする。

（応援要請の方法）

第 5 条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を通報連絡し、事後すみやかに文書を提出しなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要する人員、機械等
- (3) 応援場所
- (4) その他必要な事項

（応援団の指揮）

第 6 条 応援団の指揮は原則として受援市町の現場最高指揮者が行なう。

（報告）

第 7 条 応援団の指揮者は、現場に到着したとき及び現場を引き揚げるとき、並びに消防活動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

（費用の負担）

第 8 条 応援に際し要した費用は、原則として次の各号に定める区分にしたがい当該各号に定めるところにより負担するものとする。

- (1) 普通応援の場合

応援団の市町の負担とする。ただし、多額の経費を要した場合における負担は、その都度市町が協議決定する。

(2) 特別応援の場合

ア 応援に要した燃料、消火薬剤及び食糧については、受援市町の負担とする。

イ 団員の手当及び公務災害補償にかかる費用については、応援団の市町の負担とする。

(協定外の費用)

第 9 条 前条に規定する費用以外で応援したことにより重大な費用の支出を必要とした場合は、市町において協議決定するものとする。

(資料の交換)

第 10 条 市町は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に交換するものとする。

(雑則)

第 11 条 この協定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この協定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、記名押印のうえ市町各 1 通を保管する。

平成 23 年 4 月 1 日

西 尾 市 長 榊 原 康 正

南 知 多 町 長 石 黒 和 彦

6 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、南知多町長（以下「町長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び町長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び町長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 南知多町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 南知多町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は町長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び町長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、町長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から町長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び町長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び町長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び町長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年7月1日

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町長 石黒 和彦

(立会人)

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 防災局長 中野 秀秋

7 災害時における相互応援協定

愛知県南知多町（以下「甲」という。）と岐阜県八百津町（以下「乙」という。）とは、両町が友好交流関係にあることを踏まえ、地震等による大規模災害が発生した場合の災害応急対策及び災害復旧対策に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域において、地震、風水害その他の災害により大規模な被害が生じた場合に相互応援を行うに当たり、その対応を円滑かつ迅速に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給
- (2) 被災者の救出、医療、防疫その他応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両又は資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧等に必要な職員等の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災した町から特に要請のあった事項

（連絡の窓口）

第 3 条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は相互に連絡をするものとする。

（応援要請の手続き）

第 4 条 応援を受けようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信その他の手段により要請し、その後速やかに文書による手続きをとるものとする。

- (1) 被害の発生状況及び今後想定される事態
- (2) 第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものの品名、数量、梱包の単位等
- (3) 第 2 条第 4 号に掲げるものの職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援の場所、現場までの経路及び現場付近の状況
- (5) 応援を必要とする期間及び必要とされる装備品
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（緊急の場合の応援）

第 5 条 甲及び乙は、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず必要な応援措置を行うものとする。

（指揮権）

第 6 条 応援に従事する職員等は、被災地の町長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第 7 条 応援措置に要する経費は、法令その他の特別の定めがある場合及び応援を行う団体からの無償による応援の申し出がある場合を除き、応援を受けた側の負担とする。

(資料等の交換)

第 8 条 甲及び乙は、この協定に基づく応援措置が円滑かつ効果的に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料又は情報を相互に交換するものとする。

(被災者の受入れ)

第 9 条 甲及び乙は、被災者の受入れについて必要な措置を行うものとする。

(補則)

第 10 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

2 この協定の実施及び運用に関し必要な事項は、第 3 条に定める連絡担当部局が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証しとして本書を 2 通作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

平成 25 年 8 月 22 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南 知 多 町

代表者 南知多町長

乙 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903 番地 2
八 百 津 町

代表者 八百津町長

別記様式（第 4 条関係）

年 月 日

応 援 要 請 書

町長

殿

要請者

町長

災害による被害が甚大なため、貴町の応援を受けたいので、災害時における相互応援協
定第 4 条の規定により、下記のとおり要請します。

記

災害の種類等	災害の種類	
	災害の日時	年 月 日 時 分頃
被害の状況等		
物資・資機材の品 名・数量等	別紙のとおり	
職員の職種・人 数・期間等	別紙のとおり	
応援の場所等		
そ の 他		
連絡先担当	所 属	町役場 課・室
	職・氏名	
	電 話 ()	—

8 災害時における相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、愛知県南知多町長（以下「甲」という。）と、長野県下諏訪町長（以下「乙」という。）との協議により、南知多町又は下諏訪町において災害が発生し、被災者の救護等の応急措置が被災地単独では十分に行えない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき甲又は乙が応援を求める際の対応を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合の相互連絡を円滑に行うため、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、別記様式により相手方に報告するものとする。連絡担当部局に異動があったときも同様とする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品及び医薬品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 救助、応急復旧等に必要な職員等の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次の事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、電信その他利用可能な通信手段により要請し、その後速やかに文書による手続きをとるものとする。

- (1) 被害の発生状況と今後想定される事態
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名、数量、梱包の単位等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援の場所、現場までの経路及び現場附近の状況
- (5) 応援を必要とする期間及び必要とされる装備品
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(自主応援)

第5条 甲及び乙は、災害発生時において、通信の途絶等により被災地状況等の情報が入手できないとき、又は事態が緊急を要するときは、速やかに被災地状況等について自主的に情報の収集及び提供を行い、前条の要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援を行うことができる。

(指揮権)

第6条 応援を行うために派遣された職員等（以下「応援職員等」という。）は、被災地の

町長の指揮下に入り行動するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 応援に要する経費は、法令その他の特別の定めがある場合を除き、要請町の負担とする。

2 応援職員等が、その活動により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、法令その他の特別の定めがある場合を除き、応援を要請された町の負担とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(資料等の交換)

第 8 条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑かつ効果的に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料又は情報を相互に交換するものとする。

(被災者の受入れ)

第 9 条 甲及び乙は、被災者の受入れについて必要な措置を行うものとする。

(補則)

第 10 条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定の実施及び運用に関し必要な事項は、第 2 条に定める連絡担当部局が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 7 年 10 月 19 日締結の災害時における相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

平成 26 年 4 月 1 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南 知 多 町
代表者 南知多町長 石 黒 和 彦

乙 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8
下 諏 訪 町
代表者 下諏訪町長 青 木 悟

別記様式

年 月 日

連 絡 責 任 者 届

災害時における相互応援協定第 2 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

町 名	
-----	--

1 連絡担当部局情報

部 局 名	連 絡 先			
総務課危機管理室	代表電話		代表 FAX	
	専用電話		専用 FAX	
	E-mail			
	衛星携帯電話			
	衛星通信電話		衛星通信 FAX	
	緊急携帯電話			

2 連絡担当責任者情報

項 目	責 任 者	副 責 任 者
職 名		
フリガナ 氏 名		
専任年月日	年 月 日	年 月 日

9 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第 2 条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第 3 条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
 - (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
 - (3) その他特に必要がある場合
- 2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。
- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
 - (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
 - (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
 - (4) 応援の場所及び期間
 - (5) 連絡責任者
 - (6) その他必要事項
- 3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。
- 4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。
- 5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第 4 条 県は、第 3 条第 5 項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第 5 条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事	大村 秀章	愛知県流域下水道 管 理 者	愛知県知事
名古屋市長	河村 たかし	名古屋市水道事業・ 工業用水道事業及び 下水道事業管理者	大村 秀章
豊橋市長	佐原 光一	豊橋市水道事業及び 下水道事業管理者	小林 寛司
岡崎市長	内田 康宏	岡崎市公共下水道 管 理 者	石黒 拓夫
一宮市長	谷 一夫	一宮市水道事業等 管 理 者	岡崎市長 内田 康宏
瀬戸市長	増岡 錦也	瀬戸市公共下水道 管 理 者	飯田 正明
半田市長	榊原 純夫	半田市公共下水道 管 理 者	瀬戸市長 増岡 錦也
春日井市長	伊藤 太	春日井市公共下水道 管 理 者	半田市長 榊原 純夫
豊川市長	山脇 実	豊川市公共下水道 管 理 者	春日井市長 伊藤 太
津島市長	伊藤 文郎	津島市下水道事業	豊川市長 山脇 実
碧南市長	禰 宜田 政信	碧南市公共下水道 管 理 者	津島市長 伊藤 文郎
刈谷市長	竹中 良則	刈谷市公共下水道 管 理 者	碧南市長 禰 宜田 政信
豊田市長	太田 稔彦	豊田市事業管理者	刈谷市長 竹中 良則
			豊田市長 横地 清明

参考資料第1 災害協定

安城市市長 神谷 学	安城市公共下水道管 理者	安城市市長 神谷 学
西尾市市長 榊原 康正	西尾市公共下水道管 理者	西尾市市長 榊原 康正
蒲郡市市長 稲葉 正吉	蒲郡市公共下水道管 理者	蒲郡市市長 稲葉 正吉
犬山市市長 田中 志典	犬山市公共下水道管 理者	犬山市市長 田中 志典
常滑市市長 片岡 憲彦	常滑市公共下水道管 理者	常滑市市長 片岡 憲彦
江南市市長 堀 元	江南市公共下水道管 理者	江南市市長 堀 元
小牧市市長 山下 史守朗	小牧市公共下水道管 理者	小牧市市長 山下 史守朗
稻沢市市長 大野 紀明	稻沢市公共下水道管 理者	稻沢市市長 大野 紀明
新城市市長 穂積 亮次	新城市公共下水道管 理者	新城市市長 穂積 亮次
東海市市長 鈴木 淳雄	東海市公共下水道管 理者	東海市市長 鈴木 淳雄
大府市市長 久野 孝保	大府市公共下水道管 理者	大府市市長 久野 孝保
知多市市長 宮島 壽男	知多市公共下水道管 理者	知多市市長 宮島 壽男
知立市市長 林 郁夫	知立市公共下水道管 理者	知立市市長 林 郁夫
尾張旭市市長 水野 義則	尾張旭市公共下水道管 理者	尾張旭市市長 水野 義則
高浜市市長 吉岡 初浩	高浜市公共下水道管 理者	高浜市市長 吉岡 初浩
岩倉市市長 片岡 恵一	岩倉市公共下水道管 理者	岩倉市市長 片岡 恵一
豊明市市長 石川 英明	豊明市公共下水道管 理者	豊明市市長 石川 英明
日進市市長 萩野 幸三	日進市公共下水道管 理者	日進市市長 萩野 幸三
田原市市長 鈴木 克幸	田原市公共下水道管 理者	田原市市長 鈴木 克幸
愛西市市長 日永 貴章	愛西市公共下水道管 理者	愛西市市長 日永 貴章
清須市市長 加藤 静治	清須市公共下水道管 理者	清須市市長 加藤 静治
名古屋市長 長瀬 保	名古屋市公共下水 道管理 者	名古屋市長 長瀬 保

参考資料第1 災害協定

弥富市長 服部 彰文	弥富市公共下水道管 理 者	弥富市長 服部 彰文
みよし市長 小野田 賢治	みよし市公共下水道管 理 者	みよし市長 小野田 賢治
あま市長 村上 浩司	あま市公共下水道管 理 者	あま市長 村上 浩司
長久手市長 吉田 一平	長久手市公共下水道管 理 者	長久手市長 吉田 一平
東郷町長 川瀬 雅喜	東郷町公共下水道管 理 者	東郷町長 川瀬 雅喜
豊山町長 鈴木 幸育	豊山町公共下水道管 理 者	豊山町長 鈴木 幸育
大口町長 鈴木 雅博	大口町公共下水道管 理 者	大口町長 鈴木 雅博
扶桑町長 江戸 満	扶桑町公共下水道管 理 者	扶桑町長 江戸 満
大治町長 村上 昌生	大治町公共下水道管 理 者	大治町長 村上 昌生
蟹江町長 横江 淳一	蟹江町公共下水道管 理 者	蟹江町長 横江 淳一
飛島村長 久野 時男		
阿久比町長 竹内 啓二	阿久比町公共下水道管 理 者	阿久比町長 竹内 啓二
東浦町長 神谷 明彦	東浦町公共下水道管 理 者	東浦町長 神谷 明彦
南知多町長 石黒 和彦	美浜町長 山下 治夫	
武豊町長 榎山 芳輝	武豊町公共下水道管 理 者	武豊町長 榎山 芳輝
幸田町長 大須賀 一誠	幸田町公共下水道管 理 者	幸田町長 大須賀 一誠
設楽町長 横山 光明		
東栄町長 尾林 克時	東栄町公共下水道管 理 者	東栄町長 尾林 克時
豊根村長 伊藤 実		
愛北広域事務組合管 理 者	岩倉市長 片岡 恵一	中部知多衛生組合管 理 者
中部知多衛生組合管 理 者	常滑市長 片岡 憲彦	常滑市長 片岡 憲彦
東部知多衛生組合管 理 者	大府市長 久野 孝保	東部知多衛生組合管 理 者
衣浦衛生組合管 理 者	高浜市長 吉岡 初浩	衣浦衛生組合管 理 者

衣浦衛生組合 管理 者	高 浜 市 長 吉 岡 初 浩	常滑武豊衛生組合 管 理 者	武 豊 町 長 粳 山 芳 輝
常滑武豊衛生組合 管 理 者	武 豊 町 長 粳 山 芳 輝	蒲 郡 市 幸 田 町 衛 生 組 合 管 理 者	蒲 郡 市 長 稻 葉 正 吉
蒲 郡 市 幸 田 町 衛 生 組 合 管 理 者	蒲 郡 市 長 稻 葉 正 吉	逢 妻 衛 生 处 理 組 合 管 理 者	豊 田 市 長 太 田 稔 彦
逢 妻 衛 生 处 理 組 合 管 理 者	豊 田 市 長 太 田 稔 彦	西 知 多 医 療 厚 生 組 合 管 理 者	東 海 市 長 鈴 木 淳 雄
西 知 多 医 療 厚 生 組 合 管 理 者	東 海 市 長 鈴 木 淳 雄	尾 張 東 部 衛 生 組 合 管 理 者	瀬 戸 市 長 増 岡 錦 也
尾 張 東 部 衛 生 組 合 管 理 者	瀬 戸 市 長 増 岡 錦 也	海 部 地 区 環 境 事 務 組 合 管 理 者	蟹 江 町 長 横 江 淳 一
海 部 地 区 環 境 事 務 組 合 管 理 者	蟹 江 町 長 横 江 淳 一	小 牧 岩 倉 衛 生 組 合 管 理 者	小 牧 市 長 山 下 史 守 朗
小 牧 岩 倉 衛 生 組 合 管 理 者	小 牧 市 長 山 下 史 守 朗	知 多 南 部 衛 生 組 合 管 理 者	南 知 多 町 長 石 黒 和 彦
知 多 南 部 衛 生 組 合 管 理 者	南 知 多 町 長 石 黒 和 彦	尾 張 旭 市 長 久 手 市 衛 生 組 合 管 理 者	尾 張 旭 市 長 水 野 義 則
尾 張 旭 市 長 久 手 市 衛 生 組 合 管 理 者	尾 張 旭 市 長 水 野 義 則	刈 谷 知 立 環 境 組 合 管 理 者	刈 谷 市 長 竹 中 良 則
刈 谷 知 立 環 境 組 合 管 理 者	刈 谷 市 長 竹 中 良 則	江 南 丹 羽 環 境 管 理 組 合 管 理 者	江 南 市 長 堀 元
江 南 丹 羽 環 境 管 理 組 合 管 理 者	江 南 市 長 堀 元	北 設 広 域 事 務 組 合 管 理 者	設 楽 町 長 横 山 光 明
北 設 広 域 事 務 組 合 管 理 者	設 楽 町 長 横 山 光 明	北 名 古 屋 衛 生 組 合 管 理 者	北 名 古 屋 市 長 長 瀬 保
北 名 古 屋 衛 生 組 合 管 理 者	北 名 古 屋 市 長 長 瀬 保	尾 三 衛 生 組 合 管 理 者	東 郷 町 長 川 瀬 雅 喜
尾 三 衛 生 組 合 管 理 者	東 郷 町 長 川 瀬 雅 喜	日 東 衛 生 組 合 管 理 者	日 進 市 長 萩 野 幸 三
日 東 衛 生 組 合 管 理 者	日 進 市 長 萩 野 幸 三	五 条 広 域 事 務 組 合 管 理 者	あ ま 市 長 村 上 浩 司
五 条 広 域 事 務 組 合 管 理 者	あ ま 市 長 村 上 浩 司	知 多 南 部 広 域 環 境 組 合 管 理 者	半 田 市 長 榑 原 純 夫

10 知多地域災害時相互応援協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条の 2 の規定に基づき、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「協定市町」という。）の区域において、災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両、資機材等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫その他応急復旧等に必要な物資又は資機材の提供
- (4) 救援、救助活動及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災した協定市町から要請があった事項

(応援要請の手続)

第 3 条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第 8 条第 1 項に定める連絡担当部局に対して、電話電信等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第 4 条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

2 通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合は、当該被災市町以外の協定市町が連絡調整し、当該被災市町に対し応援を行うことができる。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第 5 条 応援のため派遣された職員は、要請市町の長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

2 応援市町は、要請市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町

から要請があった場合は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がい者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

- 2 応援に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市町と応援市町との往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第8条 相互応援のための窓口（以下「連絡担当部局」という。）は、協定市町の防災担当主管課とする。

- 2 連絡担当部局は、大規模災害時に備えて連絡を円滑に行うため、常に担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。
- 3 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書10通を作成し、協定市町が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

半田市
市長 榑原純夫

阿久比町
町長 竹内啓二

常滑市
市長 片岡憲彦

東浦町
町長 神谷明彦

東海市
市長 鈴木淳雄

南知多町
町長 石黒和彦

大府市
市長 久野孝保

美浜町
町長 山下治夫

知多市
市長 宮島壽男

武豊町
町長 榎山芳輝

11 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害救助等に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し、物資の供給を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第 2 条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

(1) 南知多町内で地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 南知多町以外の地域の災害の救助のため、愛知県又は関係市町村等から物資の供給を要請された場合

（調達物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達又は製造が可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 4 条 第 2 条の要請は、調達する物資、調達する数量等を記載した物資調達要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭又は電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置及び報告）

第 5 条 第 2 条の要請に対し、乙は物資の供給に当たるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、当該供給の終了後、すみやかにその実施状況を物資供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。

（引 渡 し）

第 6 条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担の区分）

第 7 条 第 2 条第 1 号の場合における費用は、甲が負担するものとする。

2 第 2 条第 2 号の場合における費用は、要請した自治体等が負担するものとする。

（費 用）

第 8 条 物資の供給に要した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の、災害発生後の供給については、災害発生直前の適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基

準とし、甲、乙協議して定める。

(費用の支払)

第9条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、物資供給実施状況報告書に基づき内容を確認し、すみやかに費用を支払うものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

住所 愛知県南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南 知 多 町

代表者 南知多町長 森 下 利 久

乙 以下のとおり

締 結 先 (乙)	締結年月日	締 結 先 (乙)	締結年月日
株式会社ヤナギ	平15. 3. 18	N P O 法人コメリ災害対策センター	平15. 3. 18
あいち知多農業協同組合	平15. 3. 18	県石油業協同組合知多第1地区南知多グループ	平15. 3. 18
アットホーム内海店 (カーマ)	平15. 3. 18		

別表（供給要請物資一覧表）

期間	発災直後	発災後3～4日まで	3～4日以降
想定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	
食料	(調理不要の食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲物 牛乳 粉ミルク	(主食+副食) おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実 飲料 牛乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野菜 果実 食肉 魚類 漬物 つくだに 味噌 醤油 塩 飲料 牛乳 粉ミルク
	衣料	毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、サラシ	
物資	日用品等	雨具、おむつ（紙）、おむつカバー、生理用品、石鹸、洗剤、ちり紙、なべ、ハンゴ、やかん、バケツ、皿、茶碗、はし、スプーン、哺乳ビン、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、靴	
	医薬品	包帯、ガーゼ、救急用ばん創膏、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、鎮静剤、三角布	
	燃料等	ガソリン、軽油、灯油、LPガス、LPガス器具等	

12 災害救助に必要な物資等の緊急輸送に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と社団法人愛知県トラック協会（以下「乙」という。）は大規模地震等による災害発生時等で災害救助に必要な物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、南知多町地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資等の緊急輸送の業務を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害発生時等において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、様式第 1 号により業務の内容を示して行う。ただし、特別の事情により、当該様式第 1 号で要請できないときは、電話、口頭等で要請し、その後速やかに当該様式第 1 号を送付するものとする。

（業務内容）

第 3 条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする応急対策業務

（業務の実施）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定により要請を受けたときは、物資等の緊急輸送を可能な限り実施するものとする。

（業務報告）

第 5 条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第 2 号によりその状況を報告する。ただし、特別の事情により、当該様式第 2 号により報告することができないときは、電話、口頭等で報告し、その後速やかに当該様式第 2 号を送付するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 4 条の規定により乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該地域における災害発生直前の適正な運賃を基準とし、甲、乙協議して定める。

（費用の請求）

第 7 条 乙は業務終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第 8 条 甲は、前条の請求があったときは、様式第 2 号に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年11月17日

甲 住所 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
南知多町
代表者 南知多町長 沢 田 壽 一

乙 住所 愛知県名古屋市瑞穂区新開町12番6号
社団法人 愛知県トラック協会
会 長 川 島 誠

関係機関連絡先

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
社団法人 愛知県トラック協会	〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12番6号	電 話 052-871-1921 F A X 052-882-1685
社団法人 愛知県トラック協会 知多支部	〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12番6号	電 話 052-825-3651 F A X 052-825-3656
南知多町総務部 防災安全課	〒470-3495 知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18番地	電 話 0569-65-0711 F A X 0569-65-0694

様式第 1 号

第 号
平成 年 月 日

社団法人 愛知県トラック協会長 様

南知多町長

災害救助に必要な物資等の緊急輸送の要請について

このことについて、災害救助に必要な物資等の緊急輸送に関する協定書第 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施報告を別紙様式第 2 号により報告願います。

記

災害の状況 及び応援を 要する理由	必要とする車両 数、車種、人員	輸送期間（日時） 及び輸送場所（区間）	集合場所又は物 資積み込み場所及 び取降ろし場所	輸送品目
	車両数 台 車種 人員 人	輸送期間 〔自〕 月 日 〔至〕 月 日 輸送場所 地先から 地先まで		

（その他参考となる事項）

様式第2 号

平成 年 月 日

南 知 多 町 長 様

社団法人 愛知県トラック協会
会 長

災害救助に必要な物資等の緊急輸送の報告について

このことについて、災害救助に必要な物資等の緊急輸送に関する協定書第 5 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

運送に従事した事業者名、車両数、車種及び人員	輸送期間（日時）、輸送場所、（区間）及び走行距離	輸送品目 （品名及び数量）	その他 必要事項
事業者名 車両数 台 車 種 人 員 人			

13 大災害発生時における船舶による輸送等の業務に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と名鉄海上観光船株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模地震等の災害（以下「大災害」という。）発生時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大災害が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、地震及び火災等による大災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急の場合は、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書による手続きをとるものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策実施のために必要な資機材及び消防車両等の輸送業務
- (3) その他、甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、可能な限り実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を甲に報告する。ただし、被災状況等やむを得ない事情にあるときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書による手続きをとるものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した費用（以下「経費」という。）はすべて甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、当該地域における適正な対価とし算出した額に基づいて、甲・乙協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の経費について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその経費を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した乙及び乙の社員が、

その責に帰することができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、身体障害を有することとなったときは、「南知多町災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和38年南知多町条例第4号）の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令等により療養その他給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、平成23年1月24日から、その効力を有するものとし、甲・乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲・乙押印の上、各自1通を保有する。

平成23年1月24日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18
南知多町長 石黒和彦
乙 名古屋市熱田区三本松18番1号
名鉄海上観光船株式会社
代表取締役社長 樋口一春

14 災害時における応急工事に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が管理する道路、河川、橋りょう、海岸、港湾、漁港（以下「土木施設」という。）又は農道、ため池、用排水路（以下「農業用施設」という。）で、緊急に対策が必要と判断された場合に行う工事について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急対策工事を、甲が乙に要請する場合の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

（要請及び要請方法）

第2条 災害時、甲が管理する土木施設又は農業用施設が被災し、緊急に機能回復又は障害を除去しなければ、住民の生活や災害復旧活動に支障が生じる恐れがあると判断した場合に行う、必要かつ最低限の工事（以下「災害応急工事」という。）を、乙に対して要請することができる。

2 前項の要請は、災害応急工事要請書（第1号様式）をもって、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに災害対策要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な限り応諾するものとし、この場合において甲及び乙は南知多町公共工事請負契約約款に準じて、これを誠実に履行しなければならない。

（災害応急工事の実施）

第4条 乙は、甲から要請をうけ応諾したときは、災害応急工事が実施できるよう必要な措置を優先的に講ずるとともに、その結果を口頭又は電話で連絡し、事後速やかに災害応急工事報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（連絡先及び保有機械等）

第5条 乙は、本協定締結後速やかに災害時の連絡先及び保有機械等について、連絡先及び保有機械等現況届（第3号様式）に記載し甲に届け出るものとする。また、記載事項に変更があった場合は、速やかに同様式により届け出ることとする。

（災害応急工事の担当地域）

第6条 災害応急工事の担当地域は別紙担当地域一覧表のとおりとし、優先的に担当地域を施工するものとする。ただし、甲から協力の要請があった場合は、可能な限り協力し全員で地域全体を守るものとする。

（経費）

第7条 乙が実施した災害応急工事に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

(補償等)

第8条 災害応急工事従事者が、その業務により負傷、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 災害応急工事従事者が、業務上第3者に損害を与えた場合においては、乙がその損害を賠償する責に任ずる。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、以後、甲、乙いずれからが書面をもって申し出がない限り、継続するものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この協定を証するために協定書を2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18

南知多町長 石黒 和彦

乙 以下のとおり

締結先 (乙)	締結年月日	締結先 (乙)	締結年月日
株式会社石橋組	平成24年3月15日	株式会社石黒組	平成24年3月19日
株式会社石理組	平成24年3月15日	有限会社竹本設備	平成24年3月15日
有限会社滝本建設	平成24年3月15日	内海ガス株式会社	平成24年3月15日
有限会社栄春工務店	平成24年3月15日	岩瀬組	平成28年5月13日

別紙

災害応急工事 担当地域一覧表

No	ブロック名	地域(大字)	業者名	住所
1.	内海・山海 ブロック	内海 山海	(株)石理組	大字山海字高座38-3
			(株)石黒組	大字豊浜字鳥居135
			内海ガス(株)	大字内海字南側9-1
2.	豊丘・豊浜 ブロック	豊丘 豊浜	(株)石黒組	大字豊浜字鳥居135
			(有)滝本建設	大字豊丘字浜見台10-1
			(有)竹本設備	大字豊丘字大深135
			(有)栄春工務店	大字豊丘字堂ノ上14
3.	大井・片名・師崎 ブロック	大井 片名 師崎	(株)石橋組	大字片名字新師崎20
			(有)滝本建設	大字豊丘字浜見台10-1
			(有)栄春工務店	大字豊丘字堂ノ上14
4.	篠島・日間賀島 ブロック	篠島 日間賀島	(株)石黒組	大字豊浜字鳥居135
			岩瀬組	大字篠島字浦磯1-55
			(株)石橋組	大字片名字新師崎20

* 各ブロックの一番上部に記載させている業者を、そのブロックの代表業者とする。

第1号様式

災害応急工事要請書

年 月 日

様

南 知 多 町 長

災害時における応急工事に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

1. 災害応急工事要請事項

項 目	内 容
整理番号	—
路線等の名称	
工事箇所	
被災内容	
工事内容	
工事期間	から まで
連絡者氏名	

* 整理番号は、年月日一連番で記入する(例H240229-1)。

2. その他指示事項

第2号様式

災害応急工事報告書

年 月 日

南 知 多 町 長 様

住所

氏名

災害時における応急工事に関する協定書第4条の規定により、下記のとおり報告します。

1. 災害応急工事要請事項

項 目	内 容
整理番号	—
路線等の名称	
工事箇所	
工事内容 (数量等)	
工事期間	から まで
担当者氏名	

2. 添付書類

(1)位置図・出来形図・工事写真・請求書を提出してください。

(2)請求書には、内訳を添付してください。

なお数量は、一式計上はさげ具体的な数量を記入してください。

提出先

南知多町役場建設経済部

建設課管理係

Tel 65-0711(内235・236)

Fax 65-0694

第3号様式

連絡先及び保有機械等現況届

年 月 日

南 知 多 町 長 様

住所

氏名

災害時における応急工事に関する協定書第5条により、下記のとおり(新規・変更)届出します。

1. 連絡先

会社名			
住所			
Tel		Fax	
責任者 (正)	氏名		
	連絡先1	携帯・自宅・その他()	
	連絡先2	携帯・自宅・その他()	
責任者 (副)	氏名		
	連絡先1	携帯・自宅・その他()	
	連絡先2	携帯・自宅・その他()	

2. 職員及び保有機械

職員数		左記のうちオペレーター					
人		人					
ブルドーザ		ショベル系 掘削機	ダンプトラック		トラック クレーン	排水 ポンプ	発電機
10t未満	10t以上		6t未満	6t以上			
台	台	台	台	台	台	台	台

* 職員数は、建設業従事職員数とする。

* 保有機械はリース等も含む。

提出先及び連絡先

南知多町役場建設経済部
建設課管理係

Tel 65-0711(内235・236)

Fax 65-0694

15 災害時の医療活動に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と社団法人知多郡医師会（以下「乙」という。）及び知多郡医師会理事（南知多地区）（以下「丙」という。）は、災害時における医療活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、知多半島地域及びその周辺地域において、災害の発生により通常の医療活動を実施することが困難な場合に、南知多町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、当該地域における医療を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の編成等）

第 2 条 甲は、防災計画に基づく医療活動を行う必要が生じた時は、丙に対し医師等からなる医療救護班（以下「医療救護班」という。）の編成と派遣を要請するものとする。

2 丙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、知多郡医師会災害時医療活動規定（以下「災害時医療活動規定」という。）に基づき、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

3 丙は、災害の事態が急迫し、甲による医療活動の要請が困難な場合は、自ら医療活動を開始することができるものとし、その状況を速やかに甲に報告した上、その後の処置に関して甲の指示を受けるものとする。

4 医療活動は、医療救護班により実施されることを原則とするが、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して医療活動を行う必要がある場合等においては、丙はその会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第 3 条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のトリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 傷病者搬送の可否及び搬送先の指示
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他医療救護班として必要な事項

（災害時医療救護所）

第 4 条 災害時医療救護所（以下「救護所」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 南知多町保健センター
- (2) 拠点として可能な各医療機関（地域医療救護拠点）
- (3) その他地区拠点基地及び避難所等で行う臨時救護所

2 その他、災害の状況によって必要とする場合、救護所を開設するものとする。

（指揮命令及び連絡調整）

第 5 条 医療救護班に係る指揮命令は、災害時医療活動規定第 2 条第 2 項に規定する丙の代表又はその責務を代行するものが行うものとする。

2 医療活動の連絡調整は、南知多町災害対策本部等が行うものとする。

(医療品、医療資材の供与)

第6条 医療救護班が使用する医療品及び医療資材（以下「医療品等」という。）は、医療救護班が携帯するもののほか、甲が救護所等に備蓄する。

(医療活動の記録と報告)

第7条 丙は、医療救護班ごとに診療記録及び医薬品等の使用簿を整備し、医療活動実施後、医療活動記録を日報にまとめ、甲に報告するものとする。

2 救護所において使用する診療録は、災害時医療用のものを予め甲が用意し、使用する。

(福祉避難所)

第8条 甲は、在宅療養者及び障害者等が避難するための福祉避難所を開設する。

2 甲は、福祉避難所において、医療救護班の医療業務に該当する医療を必要とする傷病者が確認された場合は、丙に対して、福祉避難所往診を要請する。

3 丙は、要請を受けた場合、速やかに福祉避難所へ医療救護班又は業務可能な医師を派遣する。

4 福祉避難所における医療業務は、救護所における医療業務と同等のものとし、第3条に準ずるものとする。

(費用弁償等)

第9条 第2条に基づき、丙が医療活動を実施した場合の次に掲げる費用は甲が負担する。

(1) 医療救護班の医師等に対する費用弁償

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(3) 医療救護班の医師等が医療活動において、負傷し疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に該当しない費用であってこの協定実施のため要した経費

2 前項に定める費用弁償等の額については、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する費用弁償は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定めるところによる。

(2) 前項第2号に規定する実費弁償及び前項第4号に規定する費用は、実費の額とする。

(3) 前項第3号に規定する扶助金は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）に定めるところによる。

(費用弁償等の請求)

第10条 前条第1項第1号に規定する費用弁償、同項第2号に規定する実費弁償及び同項第4号に規定する費用は、甲の定めるところにより、丙が一括して請求するものとする。

2 前条第1項第3号に規定する扶助金は、甲の定めるところにより、受給資格を有する者が支給を受けようとする者が請求するものとする。

(支給)

第11条 甲は、前条による請求を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(医事紛争の措置)

第12条 医療救護班が医療活動により傷病者等との間に医事紛争が生じたときは、丙は、

直ちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、丙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(実施細目等)

第13条 医療活動の実施に関し、必要な細目及び備蓄を必要とする医薬品等は別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙、丙が協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は締結日より効力を生じ、甲、乙、丙いずれかから文書による意思表示がないときは、2年間継続するものとする。

- 2 有効期間が終了する前に、甲、乙、丙が協議し、さらに2年間延長するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 平成11年5月1日に締結した「災害時の医療活動に関する協定書」は、平成24年3月31日をもって廃止する。

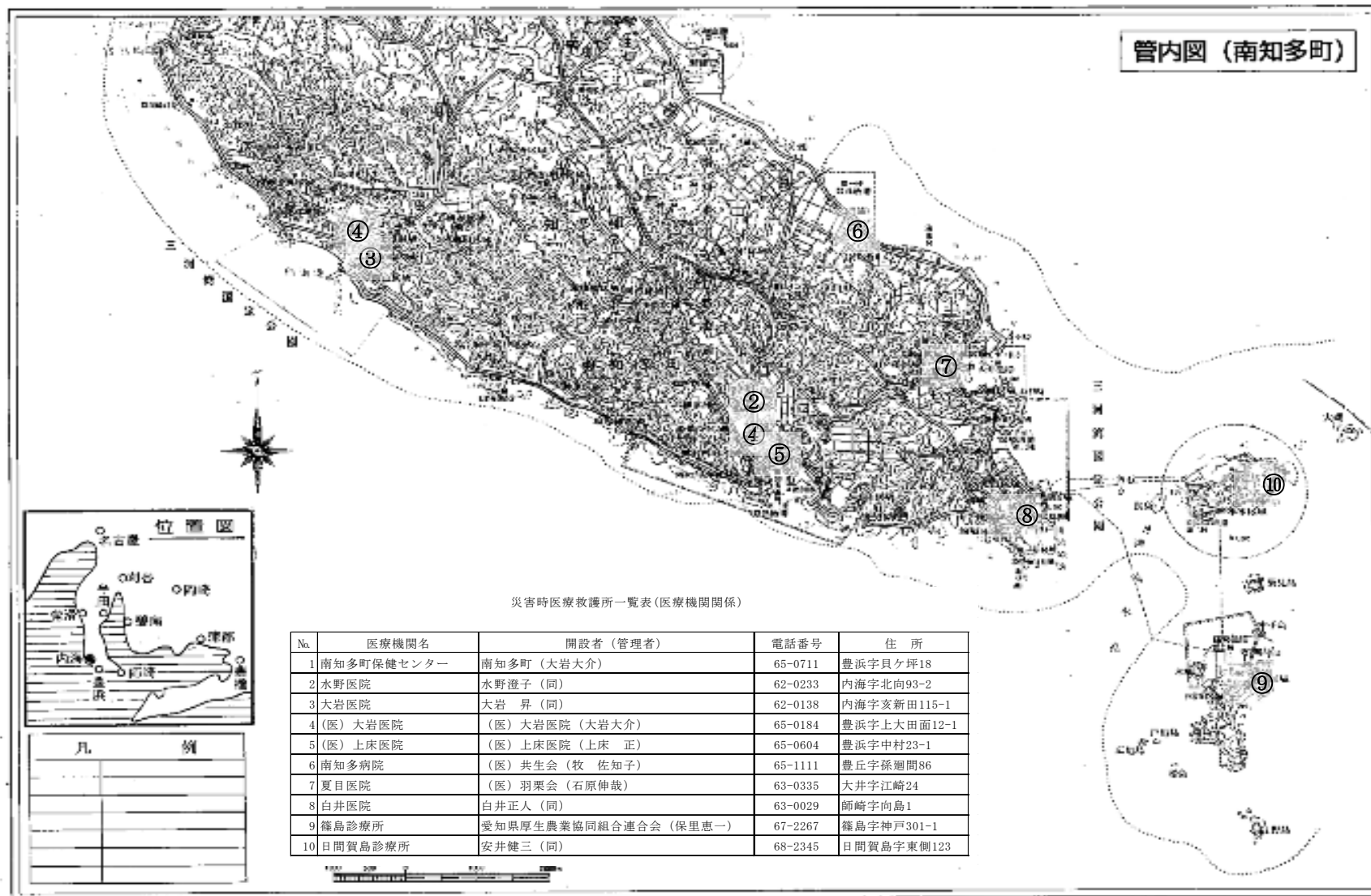
この協定の成立を証するため、本書を3通作成し甲、乙、丙それぞれの代表者が記名押印のうえ各自1通を保管する。

平成24年4月1日

甲 南 知 多 町 長 石 黒 和 彦

乙 知 多 郡 医 師 会 長 竹 内 正

丙 知多郡医師会理事（南知多地区代表） 大 岩 昇



「災害時の医療活動に関する協定書」の第 13 条に定める備蓄を必要とする医療品等は、次のとおりとする。

1. 診療資機材			
	機種類	個数	
	聴診器	1 個	
	血圧計	1 個	
	懐中電灯	1 個	
	体温計	5 個	
2. 緊急医薬品			
	品名	個数	
輸液材	5%ブドウ糖液	5 本	
	ラクテック G	5 本	
注射液	20%ブドウ糖液	10A	
	局麻用 1%キシロカイン	100ml 1 V	
消毒液	ポピドンヨード (イソジン液)	250ml 1 本	
3. 緊急救命医療器具			
	品名	個数	
静脈ルート用 器具	輸液セット (2 連三方活栓付)	2 個	
	小児用輸液セット	2 個	
	注射器 (テルモ)	5 m l	5 本
		20m l	5 本
		30m l	1 本
		50m l	1 本
	注射針 (テルモ)	18G 1.5 インチ	5 本
		21G 1.5 インチ	5 本
	酒精綿 (ステリコット) (パック入り)		6 袋
	テガダーム (6 cm × 7 cm)		5 枚

処置用物品	絆創膏 日絆 白 (12.50 mm)	各 1 本	
	絆創膏 3Mトランスポア (25 mm)	1 本	
	絆創膏 弾性絆創膏 (エラスチコン) (25.50 mm)	各 1 本	
	伸縮式・巻軸包帯	各 1 本	
	シーネ 大・中・小	各 1 個	
	紙覆布 (90 cm×90 cm) (メディスポ)	2 枚	
	綿球 中 (20 個入り)	2 個	
	ピンセット (18 cm)	1 本	
	クーパー	1 本	
	コッヘル	3 本	
	縫合セット (持針器・縫合針・縫合糸・メス・ピンセット・コッヘル他)	2 組	
	毛布	1 枚	
	清潔手袋 (パウダーフリー) 6.5、7、7.5	各 2 双	
	経口エアウェイ 3 サイズ	各 1 個	
	止血帯 (エスマルヒ式)	1	
	ハサミ	1	
4. 一般医療資器材等			
	品名	個数	
	絆創膏 紙テープ 9 mm×10m	10	
	絆創膏 布テープ 45 mm×9 m	5	
	滅菌ガーゼ 7.5×7.5 mm 12 枚重ね	100	
	脱脂綿	100 g	
	三角布	10	
	伸縮包帯	5 cm×9 m	20
		7.5 cm×9 m	20
	弾力包帯	5 cm×4.5m	10
		7.5 cm×4.5m	10
	網包帯 大・中・小	各 6	
	アルフェンス 3号	3	
	マスク 紙製 100 枚入り	1	
	ディスポ手袋 プラスチック 中 100 枚入り	1	
	皮膚用鉛筆 赤・青	各 1 本	
	タオル	10	
	石けん	2	
	紙コップ	50	

災害時の医療活動実施細目

南知多町（以下「甲」という。）と社団法人知多郡医師会（以下「乙」という。）及び知多郡医師会理事（南知多地区）（以下「丙」という。）は、平成24年4月1日に締結した「災害時の医療活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第13条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（他の規定との関係）

第1条 災害時医療活動を要する災害時には、知多郡医師会災害時医療活動規定（以下「災害時医療活動規定」という。）に定めるもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（医療救護班の編成等）

第2条 協定書第2条第1項に規定する医療救護班は、1班当たりおおむね医師1～3人、看護師2～3人、事務員等（薬剤師を含む。）1～2人とする。そのうち医師1名を班長とする。

2 丙は、甲の要請等に応じて速やかに医療救護班が派遣できるよう必要な体制を常に整備する。

3 甲は、医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を丙へ伝達する。ただし、後刻その内容を医療救護班派遣要請書（様式1）により通知する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣を要する医療救護班の数
- (4) 派遣の期間
- (5) 派遣の方法又は手段
- (6) その他必要事項

4 丙は、甲の要請等により医療救護班を派遣した時は、速やかに医療救護班名、氏名、職種、生年月日及び住所を医療救護班派遣報告書（様式2）により甲に報告する。

5 出動に際しては、できるだけ集合場所を定め、甲が手配した甲、消防又は警察等の緊急車両を利用し、やむなく自己の車両での出動では、二次災害や出動時の災害に充分注意する。

（医療救護班の業務）

第3条 協定書第3条に規定する業務とし、同条第5号の規定は、助産及び助産に必要な医療機関の指示を含む。

2 医療救護班は、愛知県医師会災害医療救護活動マニュアル（以下「マニュアル」という。）に準じて災害時医療救護所（以下「救護所」という。）において業務を行うことを原則とする。

（救急搬送の実施）

第4条 傷病者の搬送は、原則として知多南部消防署による。ただし、消防の緊急車両が手配できない場合は、甲、救護所又は医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。

(連絡調整事項)

第5条 協定書第5条第2項に規定する連絡調整事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療救護班に関する事。
- (2) 医療救護班の移動に関する事。
- (3) 救護所に関する事。
- (4) 死亡に関する事。
- (5) 後方医療施設に関する事。
- (6) 医薬品及び医療資材(以下「医薬品等」という。)に関する事。
- (7) その他医療救護に関する事。

(指示書)

第6条 医療救護班長は、医療機関に収容し医療又は助産を行う必要があると認めたときは、傷病者に入院指示書(様式3)を交付する。

(報告)

第7条 医療救護班長は、医療救護班診療記録(様式4)及び医療救護班医薬品等使用簿(様式5)を整備すると共に、その活動状況を医療救護班日報(様式6)に記載し、丙を経て甲に報告するものとする。

2 業務災害が発生した場合は、医療救護班長の報告を経て、丙は業務災害報告書(様式7-(1))により甲に報告するものとする。

(費用弁償等の請求)

第8条 協定書第9条に規定する費用弁償等の請求は、次の各号により行う。

- (1) 協定書第9条第1項第1号に規定する費用弁償は、丙が医療救護班毎にとりまとめた医療救護班診療記録(様式4)及び明細書を費用弁償請求書(様式8)に添えて甲に請求する。
- (2) 協定書第9条第1項第2号に規定する実費弁償及び同項第4号に規定する費用は、丙が医療救護班毎にとりまとめた医療救護班医薬品等使用簿(様式5)及び明細書を実費弁償請求書(様式9)に添えて甲に請求する。
- (3) 協定書第9条第1項第3号に規定する扶助金は、甲の定めるところにより、受給資格を有する者で支給を受けようとする者が扶助金支給申請書(様式10)により甲に請求する。

第9条 甲は、前条により請求を受けた場合は、内容を審査し、適当と認めた時は速やかに支払うものとする。

(付記)

第10条 この実施細目で不足を生じた場合は、マニュアルに準じて行うものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 平成11年5月1日に定めた「災害時の医療救助活動実施細目」は、平成24年3月31日をもって廃止する。

この実施細目の成立を証するため、本書を 3 通作成し甲、乙、丙それぞれの代表者が記名押印のうえ各自 1 通を保管する。

平成24年 4 月 1 日

甲	南 知 多 町 長	石 黒 和 彦
乙	知 多 郡 医 師 会 長	竹 内 正
丙	知多郡医師会理事（南知多地区代表）	大 岩 昇

16 災害時における電気の保安に関する協定

南知多町（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会名古屋支店（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害の発生時（以下「災害時」という。）において、甲が実施する災害応急対策のうち、電気の保安に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て甲の所有、管理又は指定する施設（以下「甲施設等」という。）の電気設備の保安及び電気使用の安全確保を行うことにより、甲施設等の迅速な災害復旧及び機能維持を図ることを目的とする。

（災害応急対策）

第 2 条 乙は、甲が実施する災害応急対策において、甲施設等の電源の復旧及び確保のために必要な支援を行うものとする。ただし、電力会社が電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づき供給責任を負う低圧供給の設備及び甲施設等のうち乙以外の者が同法に基づき電気主任技術者に係る業務の委託を受けている設備については、甲から特に要請があった場合に、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲の指定する者に対し、災害時における甲施設等の電気の安全な使用のために必要な助言を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害復旧に当たっては、相互に協力するとともに、可能な限り電源の復旧及び電気の安全使用のために必要な情報の交換を行うものとする。

（要請手続き）

第 3 条 甲は、乙に対して災害応急対策を要請するときは、活動を行う日時、場所及び内容を書面により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害の状況から書面による要請が困難であるときは、口頭により要請することができる。

（防災訓練）

第 4 条 甲は、防災訓練の実施に当たり必要なときは、乙に対し、防災訓練への参加を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、防災訓練に参加しなければならない。

（相互の連絡）

第 5 条 甲と乙は、災害時における電気の保安に関し必要な事項について相互に連絡を行うものとする。

（費用負担）

第 6 条 この協定に基づき乙が実施する災害応急対策に要する費用は、乙の負担とする。

（第三者に生じた事故）

第 7 条 この協定に基づき乙が実施する災害応急対策により第三者に事故が生じたときは、甲と乙は、誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

（連絡体制）

第8条 乙は、甲に対し、乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を提出しなければならない。乙の営業所の組織図又は連絡先に異動があったときも同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の3箇月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合、この協定の有効期間は有効期間の満了の日の翌日からさらに1年更新するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

この協定の締結の証しとして本書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成24年6月27日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
南 知 多 町

代表者 南知多町長 石 黒 和 彦

乙 愛知県名古屋市天白区井口一丁目606番地
一般財団法人中部電気保安協会名古屋支店

代表者 支 店 長 杉 浦 義 勝

17 名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(協定当事者)

第 2 条 この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

(協力事項の発動)

第 3 条 この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 前項の要請は、災害救助法第 2 条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第 4 条 甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

2 甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 70 条第 1 項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第 5 条 乙は、第 3 条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第 6 条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第 7 条 乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

(その他)

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成26年7月22日から施行する。

この協定を証するため本書40通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成 26 年 7 月 22 日

甲

愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
愛西市 愛西市長 日永 貴章

愛知県あま市木田戊亥 18 番地 1
あま市 あま市長 村上 浩司

愛知県稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市 稲沢市長 大野 紀明

愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市 岩倉市長 片岡 恵一

愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1
大治町 大治町長 村上 昌生

愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1
尾張旭市 尾張旭市長 水野 義則

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町 蟹江町長 横江 淳一

愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地
北名古屋市長 長瀬 保

愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地
江南市長 堀 元

愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1
瀬戸市長 増岡 錦也

愛知県知多市緑町 1 番地
知多市長 宮島 壽男

愛知県東海市中央町一丁目 1 番地
東海市長 鈴木 淳雄

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越
50 番地

阿久比町 阿久比町長 竹内 啓二
愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号
一宮市長 谷 一夫

愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市 犬山市長 田中 志典

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155
番地
大口町 大口町長 鈴木 雅博

愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
大府市長 久野 孝保

愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地
春日井市長 伊藤 太

愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地
刈谷市長 竹中 良則

愛知県清須市須ヶ口 1238 番地
清須市長 加藤 静治

愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地
小牧市長 山下史守朗

愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地
武豊町長 籾山 芳輝

愛知県津島市立込町二丁目 21 番地
津島市長 日比 一昭

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴
1 番地

東 郷 町 東郷町長 川瀬 雅喜

愛知県常滑市新開町4丁目1番地
常 滑 市 常滑市長 片岡 憲彦

愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地

飛 島 村 飛島村長 久野 時男

愛知県豊明市新田町子持松1番地1
豊 明 市 豊明市長 石川 英明

愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊 田 市 豊田市長 太田 稔彦

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地
豊 山 町 豊山町長 鈴木 幸育

愛知県長久手市岩作城の内60番地1
長 久 手 市 長久手市長 吉田 一平

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名 古 屋 市 名古屋市長 河村たかし

愛知県日進市蟹甲町池下268番地
日 進 市 日進市長 萩野 幸三

愛知県半田市東洋町二丁目1番地
半 田 市 半田市長 榊原 純夫

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地

東 浦 町 東浦町長 神谷 明彦

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地
扶 桑 町 扶桑町長 江戸 満

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南 知 多 町 南知多町長 石黒 和彦

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地
美 浜 町 美浜町長 山下 治夫

愛知県みよし市三好町小坂50番地
みよし市 みよし市長 小野田賢治

愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地
弥 富 市 弥富市長 服部 彰文

乙 愛知県名古屋市長東区猪高町大字上社字井堀25番地の1
生協法人 生活協同組合コープあいち 理事長 夏目 有人

18 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と知多郡歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、南知多町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 本協定に規定する災害は、自然災害だけでなく、集団的に傷病者が発生する重大な事故（航空機事故、テロ事件、大規模な車両事故等）を含む。

（歯科医療救護班の派遣）

第 2 条 甲は、歯科医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、歯科医師、歯科衛生士等で構成する歯科医療救護班（以下「歯科医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けた場合は、速やかに歯科医療救護班を編成する。

3 乙は、甲の指定する災害現場に設置する救護所、避難所等、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）に歯科医療救護班を派遣するものとする。

4 乙は、緊急等やむを得ない事情により、甲の派遣要請を待つことが出来ない場合には、自ら歯科医療救護活動を開始することができる。この場合において、乙はその状況を速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第 3 条 歯科医療救護班は、指定場所において歯科医療救護活動を行う。

（歯科医療救護班の業務）

第 4 条 歯科医療救護班は、次に掲げる業務を行う。

- （1）診察、歯科領域傷病者の治療優先度の選別
- （2）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- （3）傷病者の医療機関への搬送要否の判断及び搬送順位の決定
- （4）死体の身元確認
- （5）その他歯科医療救護活動に関する必要な事項

（指揮命令及び連絡事項）

第 5 条 歯科医療救護活動に係わる指揮命令は、乙に属する南知多町内の歯科医師の代表が行うものとする。ただし、事故等により南知多町内の歯科医師の代表が指揮命令を行えない場合は、これを代理するものが指揮命令を行うものとする。

（医薬品、歯科用器材等）

第 6 条 乙が使用する医薬品、歯科用器材等は、原則として当該歯科医療救護班が携行するものとする。

（活動記録及び報告）

第 7 条 乙は、歯科医療救護活動に係わる記録を行うとともに、歯科医療救護活動報告書（様式第 1 号。以下「報告書」という。）及び歯科用器材等使用簿（様式第 2 号。以下「使用簿」という。）により、甲に報告する。

（医療費等）

第 8 条 災害時、指定場所での歯科医療救護活動における医療費は、無料とする。

- 2 指定場所閉鎖後の歯科医療施設での医療費の負担は、原則として患者負担とし、乙が患者に請求する。

(扶助費)

第 10 条 甲の要請に基づき、乙の派遣した歯科医療救護班の班員が、救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）に定めるところとし、扶助金支給申請書（様式第 4 号）により請求するものとする。

(費用)

第 11 条 甲の要請に基づき、乙の派遣した歯科医療救護班が実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号）の規定に基づき定める額
- (2) 乙が供給した医薬品等（歯科医療救護班の携行品を含む）を使用した場合の実費
- (3) 前 2 号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの。

(費用の請求)

第 12 条 前条に規定する費用については、乙が「災害救助に係る費用弁償及び実費弁償請求書」（様式第 3 号）により、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第 12 条 甲は、乙から請求があったときは、関係書類を確認の上、速やかに費用を支払うものとする。

(医療紛争の措置)

第 13 条 歯科医療救護活動において、歯科医療救護班の班員と傷病者等との間に医療紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって紛争解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定を締結したその日から効力を生ずるものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 27 年 3 月 1 日

甲 知多郡南知多町
南知多町長 石 黒 和 彦

乙 知多郡歯科医師会
会 長 内 藤 講 一

(様式第 1 号)

年 月 日

南知多町長 様

知多郡歯科医師会
会 長

印

歯科医療救護活動報告書

従 事 者 名	職 種	従 事 月 日	従 事 時 間	救 護 活 動 場 所
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	

(様式第2号)

歯科用器材等使用簿

使用日	歯科用器材等名	使用量	購入単価	金額
合計（小数点以下切り捨て）				

上記のとおり使用しました。

南知多町長 様

年 月 日

知多郡歯科医師会
会 長

印

(様式第 3 号)

災害救助に係る費用弁償及び実費弁償請求書

年 月 日

南知多町長 様

知多郡歯科医師会
会 長

印

災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、災害救助費用として下記の金額を、関係書類を添えて請求します。

金 _____ 円

添付書類

1. 歯科医療救護活動報告書（様式第 1 号）の写し
2. 歯科用器材等使用簿（様式第 2 号）の写し

(様式第 4 号)

療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切
扶助金支給申請書

年 月 日

南知多町長 様

住 所
氏 名

印

災害時の医療活動に関する協定書に基づく扶助金として下記の金額を関係書類を添えて申請します。

金 円

従事者又は協力者	氏 名		生年月日	
	住 所		年 齢	
	連絡先		職 業	
従事者又は協力者の災害救助業務			扶助金支給基礎額	
原因発生の日時及び場所				
原因発生の原因及び状況				
傷病名、傷病の程度及び身体の状況			既障害の有無	
療養開始年月日	年 月 日	治癒年月日	年 月 日	
休業期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	休業期間中における業務上の収入額		

※扶助金（療養扶助金を除く）の申請には「扶助金支給額」算出の根拠として平均収入のわかる書類（事業主又は市町村長の証明）を添付すること。

注 1 療養扶助金の申請には、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。

注 2 休業扶助金の申請には、休業期間が記載された診断書及び事業主の証明を添付すること。

注 3 障害扶助金の申請には、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。

注 4 遺族扶助金の申請には、死亡診断書及び親族関係を明らかにした書類を提出すること。

注 5 葬祭扶助金の申請には、死亡診断書を提出すること。

注 6 打切扶助金の申請には、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

19 地震等災害時における医療救護に必要な医薬品等に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と、美浜・南知多薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護に必要な医薬品等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して薬剤師の派遣及び要請する医薬品等の調達について必要な事項を定めるものとする。

2 本協定に規定する災害は、自然災害だけではなく、集団的に傷病者が発生する重大な事故（航空機事故、テロ事件、大規模な車両事故及び感染症の拡散等）を含むものとする。

（薬剤師班の派遣）

第 2 条 甲は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、調剤、服薬指導、医薬品管理等の医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を実施する必要性が生じたときは、乙に対して必要である理由等を明示した文書により薬剤師の派遣を要請することができる。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭その他の方法により要請することができるものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合には、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、甲が設置する救護所、避難所等のうち甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）に派遣する。

（薬剤師班の活動場所）

第 3 条 薬剤師班は、指定場所において活動を行う。

（薬剤師班の業務）

第 4 条 薬剤師班は次に掲げる業務を行う。

- （1）指定場所にて医療救護活動
- （2）甲が指定する医薬品の集積場所における医薬品の管理及び仕分け並びに指定場所への医薬品の供給
- （3）甲が必要と認めた医薬品の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- （4）医薬品等の供給への協力

（指揮命令及び連絡事項）

第 5 条 乙が派遣する薬剤師の医療救護活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医薬品等の備蓄及び要請）

第 6 条 甲は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は供給を要請することができる。

2 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能

な医薬品等とする。

- (1) 別表に掲げる医薬品等
- (2) その他甲が備蓄を依頼している医薬品等
(医薬品等の調達方法)

第 7 条 前条に規定する要請は、医薬品等調達要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請する時間がないときは、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

(医薬品等の要請に基づく措置)

第 8 条 乙は、前条の要請に対し、医薬品等の供給に当たるものとする。

- 2 乙は、医薬品等の供給を実施したときは、当該供給の終了後、速やかにその実施状況を医薬品等供給実施状況報告書（様式第 2 号。以下「報告書」という。）により甲に報告するものとする。

(扶助費)

第 9 条 甲の要請に基づき、乙の派遣した薬剤師班の班員が、救助に関する業務に従事し、又は協力したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することになった場合は、災害救助法の適用される場合にあつては災害救助法に基づき、それ以外の場合にあつては南知多町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年南知多町条例第 22 号）に基づく損害補償の例により、これを補償する。

(費用)

第 10 条 医薬品等の供給に要した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の医薬品等の価格とし、災害発生後の供給については災害発生直後の医薬品等の適正な価格を基準として、甲、乙が協議して定める。

- 2 薬剤師班の活動にかかる人件費、旅費等については無償とする。

(引渡し)

第 11 条 医薬品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、医薬品等を確認の上、引取るものとする。

(費用の支払い)

第 12 条 甲は、乙より請求があつたときは、報告書の内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定を締結した日からその効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 27 年 7 月 1 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

南知多町

南知多町長 石 黒 和 彦 印

乙 愛知県知多郡南知多町大字内海字五反田 30 番地の 7

美浜・南知多薬剤師会

会 長 榎 本 治 彦 印

様式第 1 号 (第 7 条関係)

医薬品等調達要請書

年 月 日

様

南知多町長

印

地震等災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の調達に関する協定書第 6 条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、医薬品等の供給後、協定書第 8 条の規定により実施状況を、医薬品等供給実施報告書により報告してください。

記

1 医薬品等調達要請数量

調達医薬品等名称	調達要請数	搬送先	備考

2 その他必要事項

様式第2号（第8条関係）

医薬品等供給実施状況報告書

年 月 日

南知多町長 様

所在地
 名 称
 代表者
 印

地震等災害時における医療救護に必要な医薬品等の調達に関する協定書第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 医薬品等調達要請数量

調達医薬品等名称	調達数	搬送先	単価	金額	備考

2 その他必要事項

別表（第 6 条関係）

地震等災害時における調達医薬品等

医療資機材等	種類	品名	
診療資機材	聴診器	指定なし	
	血圧計	指定なし	
	懐中電灯	指定なし	
	体温計	指定なし	
緊急医薬品	輸液材	5%ブドウ糖液	
		ラクテックG	
	注射液	局麻用1%キシロカイン	
消毒液	ポピドンヨード（イソジン液）		
緊急救命 医療器具	静脈ルート用器具	輸液セット（2連三方活栓付）	
		小児用輸液セット	
		注射器（5ml・20ml・30ml・50ml）	
		注射針（18G・22G・23G）	
		翼状針（22G・23G）	
		酒精綿（ステリコット）	
		テガダーム	
	処置用物品	絆創膏 日絆	
		絆創膏 3Mトランスポア	
		絆創膏 弾性力絆創膏（エラスチコン）	
		シーネ（大・中・小）	
		伸縮式包帯・巻軸包帯	
		紙覆布	
		綿球	
		ピンセット	
		クーパー	
		コッヘル	
		縫合セット	
		毛布	
		清潔手袋	
		経口エアウェイ	
		止血帯	
		ハサミ	
		一般医療資器材等	絆創膏 紙テープ
			絆創膏 布テープ
			滅菌ガーゼ
			脱脂綿
三角巾			
伸縮包帯			
弾力包帯			
網包帯			
アルフェンス3号			
マスク（紙製）			
ディスポ手袋			
皮膚用鉛筆			
タオル			
石鹸			
紙コップ			

医薬品等のランニング備蓄に関する協議書

南知多町（以下「甲」という。）と美浜・南知多薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護に必要な医薬品等のランニング備蓄及び緊急時の医薬品等の調達に関し、次のとおり協議書を締結する。

（総則）

第 1 条 この協議書は、平成 27 年 7 月 1 日付けで甲と乙との間で締結された「地震等災害時における医療救護に必要な医薬品等に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、災害時等緊急時における医薬品等の備蓄・調達について必要な事項を定めるものとする。

（備蓄の委託）

第 2 条 甲は、医療救護に必要な別紙 1 に相当する医薬品等の備蓄について、乙にその管理を委託する。

2 乙が管理する医薬品等は、乙に加盟する会員が営む薬局（以下「薬局」という。）が保有し、流通する在庫（以下「ランニング備蓄」という。）をもって充てる。

（備蓄の場所）

第 3 条 乙は、備蓄をする薬局を別紙 2 のとおり指定する。

2 乙は、指定した薬局及び責任者を甲に報告する。指定した薬局や責任者に変更があったときも同様とする。

（医薬品等の供給）

第 4 条 協定書第 1 条に定める災害等が発生した場合において、甲が医療救護所を設置したときは、甲は乙に対して、協定書第 6 条の規定に基づき、医療救護所への医薬品等の供給を要請する。

2 乙は、甲から前項の規定による要請があったときは、甲の設置した医療救護所に対して、第 3 条第 1 項の規定により指定された薬局が、ランニング備蓄する医薬品等を供給する。

（ランニング備蓄に要する経費）

第 5 条 ランニング備蓄に係る経費（以下「経費」という。）とは、平常時において医薬品等の適正な保管、数量確認などの管理のために薬局が年間に要する費用をいう。

2 前項に係る費用の総額は、甲の予算の範囲内とする。

（実費弁償等）

第 6 条 第 4 条第 2 項の規定により、乙が供給した医薬品等に係る実費については、協定書第 10 条及び 12 条に基づき甲が負担する。

2 乙は、毎年度、医薬品等の管理・備蓄状況について、その年度の末日に別紙 3 により甲に報告するものとする。

（支払）

第 7 条 別紙 2 に定める担当薬局は、年間の経費を一括で甲に請求することとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求を受けた日から 30 日以内

に経費を支払うものとする。

(協議)

第 8 条 この協議書に定めのない事項及びこの協議に関して疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議して定める。

(有効期間)

第 9 条 この協議書は、協議締結の日からその効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力を持続する。

上記協議の証とするため、この協議書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 27 年 7 月 1 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町

南知多町長 石 黒 和 彦

乙 愛知県知多郡南知多町大字内海字五反田 30 番地の 7
美浜・南知多薬剤師会

会 長 榎 本 治 彦

別紙 1 医療救護に必要な医薬品の一覧例（内服薬・外用薬・その他）（1 薬局当たり）

薬効群	医薬品（例）	備蓄量	単位
解熱消炎鎮痛剤	ロキソニン錠 60mg	300	錠
	カロナール錠 200	100	錠
解熱鎮痛剤（小児用）	コカールドライシロップ 40%	100	g
鎮痙剤	ブスコパン錠 10mg	100	錠
胃粘膜局所麻酔薬	ストロカイン錠 5mg	100	錠
胃腸薬	セルベックス細粒 10%	315	g
	レバミピド錠 100mg	210	錠
胃腸薬（制吐剤）	ナウゼリン OD 錠 10	100	錠
抗めまい薬	ベタヒスチンメシル酸塩錠 6mg	100	錠
気管支拡張吸入剤	メプチンエア-1 μ g 吸入 100 回	10	瓶
	シムビコートタービュヘイラー60 吸入	10	瓶
気管支拡張貼付剤	ツロブテロールテープ 1mg	70	枚
抗菌剤	クラリシッド錠 200mg	100	錠
	セフゾンカプセル 100mg	100	CP
	クラビット錠 500mg	100	錠
抗菌剤（小児用）	メイアクト小児用細粒 10%	100	g
抗菌剤（外用）	ゲンタシン軟膏 0.1%（10g/本）	100	g
	ソフラチュール貼付剤 10cm	10	枚
抗アレルギー剤	アレロック OD 錠 5	100	錠
抗ヒスタミン剤	セレスタミン配合錠	100	錠
降圧剤	アダラートカプセル 10mg	100	CP
冠血管拡張剤	ニトロール錠 5mg	100	錠
抗不整脈薬	ワソラン錠 40mg	100	錠
抗不安剤	デパス錠 0.5mg	100	錠
総合感冒薬	PL 顆粒 1g ヒート	100	g
止血剤	アドナ錠	100	錠
	トランサミンカプセル 250mg	100	CP
点眼液	クラビット点眼液 1.5%（5ml/瓶）	50	ml
外用消炎鎮痛剤	モーラステープ 20mg	350	枚
消毒薬	イソジン液 250ml	1	本
インスリン	必要により		
※その他必要な医薬品等			

※その他必要な医薬品等は「地震災害時における医療救護に必要な医薬品等に関する協定書」第 6 条 2 項（1）及び「災害時の医療活動に関する協定書」第 1 3 条に定める備蓄を必要とする医

療品等を必要に応じて含むものとする。

別紙 2 医療救護所ごとの担当薬局

医療救護所	所在地	担当薬局名
南知多町保健センター	豊浜字貝ヶ坪 18 番地	あすなろ調剤薬局

ランニング備蓄医薬品等管理表

		所在地			
電話番号		FAX番号			
報告者（当該薬局の方）氏名		医療救護所名			
医療救護所への持参者①		持参者①の緊急連絡先			
医療救護所への持参者②		持参者②の緊急連絡先			
薬効群	医薬品名 (同様の効能のもので可)	医療救護所等への持参数量		員数確認	備考
		持参数量	単位		
解熱消炎鎮痛剤	ロキソニン60mg	300	錠		
	カロナール錠300	100	錠		
解熱消炎鎮痛剤 (小児用)	カロナール0.5g	100	錠		
鎮痙剤	ブスコパン10mg	100	錠		
気管支拡張貼付剤	ホクナリン1mg	70	枚		
気管支拡張吸入剤	メブチンエア-10吸入100回				
抗アレルギー剤	アレロック0D錠5				
抗ヒスタミン剤	セレスタミン錠	100	錠		
抗菌剤	ルリッド150	100	錠		
	クラビット500mg	100	錠		
	セフゾン100mg	100	錠		
抗菌剤 (小児用)	メイアクトMS顆粒	100	錠		
外用抗菌剤	ゲンタシン軟膏	100	g (10g×10本)		
冠拡張剤	ニトロベン舌下錠0.3	100	錠		
抗不安薬	デバス錠0.5	100	錠		
総合感冒剤	PL顆粒1gヒート	100	包		
外用消炎鎮痛剤	モーラステープ20mg (7×10)	350	枚		
止血剤	アドナ錠	100	錠		
	トランサミン	100	CP		
胃腸薬	マーズレン顆粒	315	g		
	ムコスタ錠	210	錠		
胃粘膜局所麻酔薬	ストロカイン錠5mg	100	錠		
胃腸薬 (制吐剤)	ナウゼリン0D錠10	100	錠		
抗めまい薬					
降圧剤	アダラートカプセル10mg	100	CP		
抗不整脈薬					
点眼薬	タリビット点眼薬	50	ml		

確認年月日 平成 年 月 日 実施者氏名 印

20 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、各市町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、各市町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するも

のとする。

- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有

効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定を証するため、本書11通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月15日

甲

半田市

市長 榊原純夫

常滑市

市長 片岡憲彦

東海市

市長 鈴木淳雄

大府市

市長 久野孝保

知多市

市長 宮島壽男

阿久比町

町長 竹内啓二

東浦町

町長 神谷明彦

南知多町

町長 石黒和彦

美浜町

町長 神谷信行

武豊町

町長 糴山芳輝

乙

株式会社ゼンリン

ZNET TOWN利用約款

第 1 条 (定 義)

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第 2 条 (本約款の適用)

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第 3 条 (本サービスの内容)

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第 4 条 (本サービスの中断・中止)

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第 5 条 (本データの使用許諾)

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1)対象機器上で閲覧すること。

(2)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第 6 条 (甲の遵守事項)

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第 5 条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第 7 条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第 8 条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第 9 条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

21 災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 南知多町（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県 L P ガス協会中央支部知多南分会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における液化石油ガス及び燃焼器具（以下「液化石油ガス等」という。）の優先供給について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

- 2 災害救助法が甲に適用されない場合に、液化石油ガス等の供給について、甲が乙に対して要請を行ったときは、乙は液化石油ガス等を甲に供給するものとする。

(要請手続)

第 3 条 前条の規定による協力の要請は、災害時協力要請書（第 1 号様式）をもって行うものとする。ただし、災害時協力要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

- 2 乙は、甲からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(保安に関する業務)

第 4 条 液化石油ガス等の供給に必要な保安に関する業務については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(実施報告)

第 5 条 乙は、第 3 条の要請による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（第 2 号様式）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第 6 条 第 3 条の要請により乙から供給を受けた液化石油ガス等の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力体制の整備)

第 7 条 乙は、災害時に円滑な協力が図られるよう、協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第 8 条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第 9 条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成29年4月20日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町長 石黒和彦

乙 愛知県半田市宮路町53番地

一般社団法人愛知県LPガス協会中央支部
知多南分会長 内田圭

第 1 号様式 (第 3 条関係)

番 号
年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

愛知県LPガス協会中央支部
知多南分会長 様

南 知 多 町 長

災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書第 3 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

南知多町要請担当者		所 属 職・氏名 電話番号	
電話・ファクシミリ 等による要請日時		年 月 日 () 時 分	
要請 内容	品 名 数 量		
	期 間	年 月 日～ 年 月 日	
	対象 施設	名 称	
		所在地	
	担 当 者	所 属 職・氏名 電話番号	
備 考			

第2号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

災 害 時 要 請 業 務 実 施 報 告 書

南知多町長 殿

愛知県L P ガス協会中央支部知多南分会長

災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

南知多町要請担当者		所 属 職・氏名 電話番号	
電話・ファクシミリ 等による要請日時		年 月 日 () 時 分	
供給実 績	品 名 数 量		
	期 間	年 月 日～ 年 月 日	
	対 象 施 設	名 称	
		所 在 地	
		担 当 者	所 属 職・氏名 電話番号
供給実施者		会社名 所在地 担当者 電話番号	
備 考			

22 災害時における物資提供協力に関する協定

南知多町（以下「甲」という。）と大塚ウエルネスベンディング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における飲料水等の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 本協定書において「災害」とは、甲乙及びタケショウ株式会社間で別途締結する「緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書」（以下「覚書」という。）第 1 条のとおりとする。

（要請手続き）

第 3 条 前条の災害が発生した場合、甲はこの協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式 1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは甲の判断により使用できるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書（様式 1）を提出するものとする。

2 乙は、この協定による要請があった時は、乙災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）の庫内在庫の商品を甲に無償提供し、甲は町民等のために自由に使用できるものとする。

3 乙は、備蓄商品として別紙 1 に定める商品を甲の指定する別紙 1 に定める場所に乙が無償で提供する備蓄ベンチ（以下「備蓄ベンチ」という。）に配備し、この協定による要請があった時は、甲に無償提供し、甲は町民等のために自由に使用できるものとする。

（委任）

第 4 条 乙は、自動販売機および備蓄ベンチの設置・運営に関する事項をタケショウ株式会社に委任する。

（有効期限）

第 5 条 この協定書の有効期間は、平成 29 年 11 月 8 日より「覚書」の有効期間中有効に存続する。

（その他）

第 6 条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間にて協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

平成29年11月8日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18

南知多町

南知多町長 石黒 和彦

乙 愛知県名古屋市中区丸の内3-13-21 2F

大塚ウエルネスベンディング株式会社東海支店

支店長

様式1 (第3条関係)

救援物資提供要請書

平成 年 月 日

南知多町長 ⑩

災害時における物資提供協力に関する協定第3条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

記

- 1 要請日時
平成 年 月 日 () 時 分
- 2 災害対策本部設置日時
平成 年 月 日 () 時 分
- 3 要請内容
飲料水等の提供
- 4 要請担当者
所属 課 係
担当者職氏名

別紙1

救援物資提供品

1 設置先名称及び所在地

南知多町総合体育館（愛知県知多郡南知多町大字豊浜字須佐ヶ丘58）

2 提供物資

クリスタルガイザー500ml 24本入り 4ケース

カロリーメイト4本入り 30箱入り 2ケース

ポカリスエット 500ml 24本入り 2ケース

23 災害時における緊急物資輸送等に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と、佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）及び救援・支援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫（以下「物資拠点の運営等」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、対応するように努めるものとする。

- (1) 甲が管理する備蓄品等の避難所への配送
- (2) 甲が管理する物資拠点等から避難所への配送
- (3) 甲が管理する物資拠点の運営等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（要請手続き）

第 3 条 甲の乙に対する要請は、様式第 1 号をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに様式第 1 号を提出するものとする。

（協力実施）

第 4 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、緊急輸送等に積極的に努めるものとする。

- 2 乙は、前条の要請により実施した協力内容について、速やかに様式第 2 号により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。
 - (1) 輸送費用については、実勢相場相当又は国土交通省届出料金
 - (2) 資機材の使用料については、時価相場相当
 - (3) 物資拠点の運営等の人件費については、日当費相当

(費用の支払い)

第 6 条 この協定による協力に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第 7 条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(免除)

第 8 条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上被害の程度に応じ、第 2 条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 11 月 22 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町
町長 石 黒 和 彦

乙 愛知県小牧市三ツ瀨惣作 1350
佐川急便株式会社
中京支店長 広 瀬 禎 幸

様式第 1 号

緊急物資輸送等に関する要請書

年 月 日

佐川急便株式会社 中京支店長 様

南知多町長

緊急物資輸送等に関する協定書に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 支援内容

- 町が管理する備蓄品等の避難所への配送
- 町が管理する物資拠点等から避難所への配送
- 町が管理する物資拠点の運営等
- その他 ()

2 要請内容

必要とする車両数 車種、人員	輸送期間（日時）及び 輸送場所（区間）	物資積み込み場所 及び配送場所	輸送品目	その他
車両数 台	輸送期間 〔自〕 月 日 〔至〕 月 日			
車種	輸送場所			
人員 人	から まで			

様式第 2 号

緊急物資輸送等に関する実績報告書

年 月 日

南知多町長 様

佐川急便株式会社
中京支店長

緊急物資輸送等に関する協定書に基づき、次のとおり実施したことを報告します。

1 支援内容

- 町が管理する備蓄品等の避難所への配送
- 町が管理する物資拠点等から避難所への配送
- 町が管理する物資拠点の運営等
- その他 ()

2 要請内容

従事した車両数、 車種、人員	輸送期間（日時）、 輸送場所（区間）及び 走行距離	輸送品目	その他
車両数 <div style="text-align: right;">台</div> 車種 人員 <div style="text-align: right;">人</div>	輸送期間 [自] 月 日 [至] 月 日 輸送場所 <div style="text-align: right;">から まで</div> 走行距離		

24 災害時等における施設利用の協力に関する協定

南知多町（以下「甲」という。）とあいち知多農業協同組合（以下「乙」という。）は、町内に地震、風水害、その他の災害が発生した、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における施設利用の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 甲が利用する乙の施設は、次のとおりとし、各施設に付随する乙の設備、備品、機器等を含むものとする。

名 称	所 在 地 (南知多町大字)	施 設	目 的
南知多JA会館	豊浜字須佐ヶ丘1	会館2階大会議室、駐車場	災害ボランティアセンター
南知多営農センター野菜集出荷場		集出荷場、駐車場	救援物資集配拠点施設
南知多営農センター内海事業所 (知多南部花きセンター)	内海字奥鈴ヶ谷 46-1	花き集出荷場、駐車場	救援物資集配拠点施設

2 施設利用の具体的な場所については、別図1から3に示す場所とするほか、甲乙協議してその都度定めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等に、救援物資集配拠点施設及び災害ボランティアセンター（以下「災害対応拠点等」という。）として乙の施設を利用する必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、乙の組合運営に支障のない範囲で協力するものとする。

（連絡体制）

第4条 前条で規定する甲の要請は、南知多事業部に対して行う。

2 前項の目的を達成するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（災害対応拠点等の開設）

第5条 災害対応拠点等の開設は、乙の職員の協力を得て、甲の派遣した職員が行うものとする。

(災害対応拠点等の管理及び運営)

第 6 条 災害対応拠点等の管理及び運営は、甲の派遣した職員及び甲が災害時等の応援協定を締結している事業者が行うものとする。

2 乙は、災害対応拠点等の運営について、乙の可能な範囲で協力するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 災害対応拠点等利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法(昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(有効期間)

第 8 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間終了の日の 1 か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対して解除する旨の申し出がないときは、有効期間終了の日の翌日から更に 1 年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

(その他)

第 9 条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 30 年 2 月 7 日

(甲)

知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18

南知多町長 石 黒 和 彦

(乙)

常滑市多屋字茨廻間 1-111

あいち知多農業協同組合

代表理事組合長 前 田 隆

25-1 災害時における物資提供協力に関する協定

南知多町（以下「甲」という。）と 梅や食品 天野 毅（以下「乙」という。）は、災害時における協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における飲料水等の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 本協定書において「災害」とは、甲乙間で別途締結する「災害対応型自販機に関する覚書」（以下「覚書」という。）第 1 条のとおりとする。

（要請手続き）

第 3 条 前条の災害が発生した場合、甲はこの協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式 1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは甲の判断により使用できるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書（様式 1）を提出するものとする。

2 乙は、この協定による要請があった時は、乙災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）の庫内在庫の商品を甲に無償提供し、甲は町民等のために自由に使用できるものとする。

（有効期限）

第 4 条 この協定書の有効期間は、平成 30 年 4 月 20 日より平成 31 年 3 月 31 日までとする。期間満了の 1 か月前までに甲又は乙からの意思表示のない場合は、本協定は 1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第 5 条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間にて協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

平成 30 年 4 月 19 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町長 石 黒 和 彦 印

乙 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字西之浦 40 番地の 2
梅や食品 天 野 毅 印

様式 1 (第 3 条関係)

救援物資提供要請書

年 月 日

南知多町長

㊟

災害時における物資提供協力に関する協定第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請日時

年 月 日 () 時 分

2 災害対策本部設置日時

年 月 日 () 時 分

3 要請内容

飲料水等の提供

4 要請担当者

所属 課 係

担当者職氏名

25-2 災害時における物資提供協力に関する協定

南知多町（以下「甲」という。）と タケショウ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における飲料水等の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 本協定書において「災害」とは、甲乙間で別途締結する「災害対応型自販機に関する覚書」（以下「覚書」という。）第 1 条のとおりとする。

（要請手続き）

第 3 条 前条の災害が発生した場合、甲はこの協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式 1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは甲の判断により使用できるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書（様式 1）を提出するものとする。

2 乙は、この協定による要請があった時は、乙災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）の庫内在庫の商品を甲に無償提供し、甲は町民等のために自由に使用できるものとする。

（有効期限）

第 4 条 この協定書の有効期間は、平成 31 年 4 月 1 日より平成 32 年 3 月 31 日までとする。期間満了の 1 か月前までに甲又は乙からの意思表示のない場合は、本協定は 1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第 5 条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間にて協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

平成 31 年 4 月 1 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町長 石 黒 和 彦 印

乙 愛知県半田市有楽町 7 丁目 37 番地の 12
タケショウ株式会社
代表取締役 竹 内 久 祥

様式 1 (第 3 条関係)

救援物資提供要請書

年 月 日

南知多町長

㊟

災害時における物資提供協力に関する協定第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請日時

年 月 日 () 時 分

2 災害対策本部設置日時

年 月 日 () 時 分

3 要請内容

飲料水等の提供

4 要請担当者

所属 課 係

担当者職氏名

25-3 災害時における物資提供協力に関する協定

南知多町（以下「甲」という。）と コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における飲料水等の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 本協定書において「災害」とは、甲乙間で別途締結する「災害対応型自販機に関する覚書」（以下「覚書」という。）第 1 条のとおりとする。

（要請手続き）

第 3 条 前条の災害が発生した場合、甲はこの協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式 1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは甲の判断により使用できるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書（様式 1）を提出するものとする。

2 乙は、この協定による要請があった時は、乙災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）の庫内在庫の商品を甲に無償提供し、甲は町民等のために自由に使用できるものとする。

（有効期限）

第 4 条 この協定書の有効期間は、平成 30 年 4 月 12 日より平成 32 年 8 月 31 日までとする。期間満了の 1 か月前までに甲又は乙からの意思表示のない場合は、本協定は 1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第 5 条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間にて協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

平成 30 年 4 月 12 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
愛知県知多郡南知多町長 石 黒 和 彦

乙 愛知県名古屋市東区砂田橋 4 丁目 1-47
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
中部日本営業本部 本部長 関 敬 介

様式 1 (第 3 条関係)

救援物資提供要請書

平成 年 月 日

南知多町長

㊟

災害時における物資提供協力に関する協定第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請日時

平成 年 月 日 () 時 分

2 災害対策本部設置日時

平成 年 月 日 () 時 分

3 要請内容

飲料水等の提供

4 要請担当者

所属 課 係

担当者職氏名

26 災害時における簡易間仕切りシステムの供給に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 南知多町（以下「甲」という。）と大和リース株式会社（以下「乙」という。）とは、南知多町に地震、風水害その他の災害が発生した場合における、避難所用簡易間仕切りシステム（以下「簡易間仕切り」という。）の供給に関する事項について、協定を締結する。

2 この協定において簡易間仕切りとは、特定非営利法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク（代表理事 坂茂）の考案した技術、資材、ノウハウを使用したものとし、乙と当該特定非営利法人との間で締結した簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定に基づくものとする。

(調達及び保管)

第 2 条 乙は、簡易間仕切りの資材を調達又は製造し、乙の施設に保管するものとし、保管場所及び数量は下表のとおりとする

保管場所	三重県三重郡菰野町竹成 3 4 7 5 番地 大和リース株式会社三重デポ
保管数量	1 0 0 セット

(運搬及び設置)

第 3 条 甲は、簡易間仕切りの供給を依頼するときは、前条に規定する数量を上限とし、通知書（様式 1）により設置場所及び数量を乙に通知するものとする。ただし、緊急時等により文書により難しい場合は、電話等により通知することができるものとし、事後において通知書を送付するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、できる限り速やかに乙又は乙が依頼した者により甲が指定する設置場所に簡易間仕切りを運搬するものとする。ただし、乙又は乙が依頼した者による運搬が困難な場合、又は速やかに運搬することが困難な場合は、甲又は甲が依頼する者が運搬することができる。この場合、乙は、簡易間仕切りの資材を梱包する等必要な準備を行い、円滑な運搬に協力するものとする。

3 簡易間仕切りの設置は、甲又は甲が依頼した者が行うものとする。

(簡易間仕切りの寄贈)

第 4 条 前条第 2 項の規定により甲が指定する設置場所に簡易間仕切りが運搬された時点で、甲は乙から当該簡易間仕切りの寄贈を受けたものとする。

(費用の負担)

第 5 条 第 2 条の規定により簡易間仕切りを保管するために要した費用及び第 3 条第 2 項の規定により甲が指定する設置場所に運搬するために要した費用は、乙が負担するもの

とする。

(訓練等の協力)

第6条 甲は、災害時に簡易間仕切りの設置作業を円滑に行うため、防災訓練等において簡易間仕切りを必要とする場合は、乙に対し簡易間仕切りの供給を要請することができるものとし、乙は、可能な範囲でその協力を努めるものとする。

(反社会的勢力に関する表明)

第7条 甲及び乙は、この協定の締結時及び締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配及び影響を受けていないこと、自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保障するものとする。

2 甲又は乙は、相手方が前項に違反した場合、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また催告等の手続きを要せず直ちにこの協定を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。

3 甲又は乙は、前項の規定に基づく解除により相手方が被った損害については、一切の義務及び責任を負わないものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成31年3月12日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
南知多町
代表者 南知多町長 石黒和彦

乙 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
大和リース株式会社
代表取締役社長 森田俊作

様式第 1

年 月 日

大和リース株式会社
代表取締役社長 様

南知多町長

通 知 書

災害時における簡易間仕切りシステムの供給に関する協定書第 3 条第 1 項に基づき、下記のとおり通知します。

記

設 置 場 所	(施設名称) (住 所)
数 量	
現 地 担 当 者	(部署) (氏名) (電話番号・FAX番号) (メールアドレス)
備 考	

担 当 _____

電 話 _____

F A X _____

27 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

南知多町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者若しくは帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引き込み線等（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備が、甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（南知多町）」（別紙1）を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙2）をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等)

第 6 条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第 7 条 甲及び乙は、年に 1 回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」(別紙 3) に定める接続試験を実施することとする。

定期試験については、避難所開設訓練等での利用により接続確認とすることができる。利用方法として、接続は南知多町内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続はしないこととする。

(故障発見時の扱い)

第 8 条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の利用開始)

第 9 条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

(特設公衆電話の利用開始案内)

第 10 条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用終了)

第 11 条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第 12 条 乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲

と合意した場合、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 7 条に規定する定期試験並びに第 9 条に規定する利用を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第 14 条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 2 条第 6 号)、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
 - (2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。
- (1) 前項に違反したとき。
 - (2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為。
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は

相手方の業務を妨害する行為。

⑤ その他前各号に準ずる行為。

- 3 甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第 16 条 本覚書は、乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備引渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 30 年 7 月 2 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
愛知県南知多町
南知多町長

石黒 和彦 印

乙 愛知県名古屋市中区大須 4 丁目 9 番 60 号
西日本電信電話株式会社 名古屋支店
取締役名古屋支店長

山本 尚樹 印

特設公衆電話設置一覧（南知多町）

平成 30 年 7 月 2 日

現在

No	施設名	設置場所※1	住所	設置 回線数
1	内海保育所	玄関MD F 付近	内海字兼井 170-3	1
2	内海中学校体育館	体育館準備室	内海字先苺 248	2
3	西端区公民館	ロビー	内海字本田 1-1	1
4	岩屋公民館	階段付近	山海字河原 4-6	1
5	豊浜中学校体育館	体育館玄関付近	豊浜字薬師堂 45	2
6	南知多町役場	2 F 電話交換室MD F 内	豊浜字貝ヶ坪 18	1
7	南知多町総合体育館	既設公衆電話付近	豊浜字須佐ヶ丘 5	4
8	篠島中学校体育館	体育館通気口付近	篠島字汐味 1-5	1
9	日間賀小学校体育館	体育館通気口付近	日間賀島字永峯 11	1
10	日間賀保育所	遊戯室	日間賀島字三ツ林 7-7	1
11	日間賀区民会館 (西老人憩いの家)	広間ステージ付近	日間賀島字新井浜 68	1

※1：設置場所とは、特設公衆電話機を接続する電話線モジュージャックの設置場所をいう。

電話端子盤内、MD F（EPS）内にケーブルがまとめて収容されている場合は、所定の位置まで延長し、電話機を接続して使用する。

特記事項：設置回線については、回線設置時において設置場所の状況変化や設置場所変更等があった場合には、回線数の変更若しくは設置できない場合があります。

情報管理責任者（変更）通知書

平成 年 月 日

西日本電信電話株式会社名古屋支店
 取締役名古屋支店長
 _____様

南知多町長

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

記

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号

情報管理責任者（変更）通知書

平成 年 月 日

南知多町長
 _____様

西日本電信電話株式会社名古屋支店
 取締役名古屋支店長

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

記

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実施手順
I. 西日本電信電話株式会社 (以下「NTT西日本」という。) による回線試験	① NTT西日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュージャックまで）の回線試験を実施します。
	② 回線に異常が確認された場合は、NTT西日本が修理を実施します。
II. 南知多町による通話試験	① 各避難所にて、モジュージャックに電話機を接続し、南知多町内の部署等に電話をかけ、正常に接続ができるかの確認を実施します。
	② 通話ができない、または雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT西日本故障受付部門（113）へ連絡します。

28-1 災害時等における相互連携に関する協定

南知多町（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、南知多町内において、地震、風水害及び雪害等が発生し、又は発生が予測される場合（以下「災害時等」という。）における相互連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲及び乙が連携して停電復旧活動等に取り組むことにより、町民生活の早期の安定を図ることを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める活動について連携して取り組むよう努める。

(1) 災害時等における連絡体制を確立するとともに、停電情報等必要な情報を共有する。

(2) 災害等において、乙が所有する設備により甲が管理する道路の通行に支障をきたした場合は、連携して通行の確保を図る。また、当該道路が緊急輸送道路等である場合は、可能な限り優先して実施する。

(3) 乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲においてこれに協力する。

(4) 乙は、甲に対して、停電復旧作業に必要となる活動拠点の確保について協力を要請できる。また、復旧作業を円滑に実施するため、平時から甲乙連携して活動拠点の候補地の調査を行うものとする。

(5) 乙は、乙が実施する停電情報及び復旧見通し情報等に関する広報手段のみでは、町民に対して十分な周知ができないと認められる場合は、甲に対して必要な情報発信を要請することができる。

この場合、停電情報及び復旧見通し情報等を町民に対して確実な周知を図るため、甲乙それぞれが保有する連絡・通信手段等を活用して適時適切に発信するものとする。

(6) 病院、避難所、災害対応の中核となる災害対策本部や防災活動拠点等の停電復旧すべき重要施設について、平時から情報共有を図る。また、甲は、これら重要施設について、自家発電設備の設置等により停電対策の促進に努める。

(7) 災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、平時から甲乙連携して被害を及ぼすおそれのある樹木の除去等の事前対策に努める。

(8) 前各号に掲げる活動を円滑に取り組むため、甲乙それぞれが実施する防災訓練等に積極的に協力するものとする。

（確認書の締結）

第3条 前条各号に掲げる活動に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要な内容につ

いては、甲乙協議の上、別に定める確認書等による。

(費用負担)

第 4 条 第 2 条各号に掲げる活動を実施するために要した費用の負担方法については、甲乙協議の上決定するものとする。

(秘密保持)

第 5 条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報及び第三者に関する個人情報を、他人に開示又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第 6 条 第 2 条各号に掲げる活動の実施に当たっては、甲及び乙が相互に協力し、従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第 7 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

(協定期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、期間満了日の翌日から 1 年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 9 月 28 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地
南知多町
代表者 南知多町長 石 黒 和 彦

乙 愛知県半田市東洋町一丁目 3 番地 3
中部電力パワーグリッド株式会社
半田営業所長 木 下 裕 義

28-2 災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する確認書

南知多町（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「乙」という。）は、令和 2 年 9 月 28 日付けで締結した「災害時における相互連携に関する協定」（以下、「協定」という。）に関して、以下のとおり確認する。

（対象道路）

第 1 条 この確認書において対象とする道路は、甲が管理する道路とする。

（協定第 2 条（1）関係）

第 2 条 甲及び乙は、日頃より、災害時に優先的に啓開すべき緊急輸送道路等について情報を共有するものとする。

（協定第 2 条（2）関係）

第 3 条 乙は、災害時においては、緊急輸送道路等の通行に支障となる電力設備等の除去を、優先して実施するものとする。

2 甲は、乙の作業着手等が遅れ、緊急輸送道路等の通行に乙の電力設備が支障を来すと判断した際は、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができることとする。

3 前項の乙による安全確認を実施するため、甲は乙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、乙は速やかに技術員を派遣し、電氣的安全措置等を実施することとする。

4 第 2 項の甲による電力設備等の除去にあたっては、乙の技術員の立ち合いのもと実施することとする。

（協議）

第 4 条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 9 月 28 日

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8

甲 南知多町

代表者 南知多町長 石黒 和彦

愛知県半田市東洋町一丁目 3 - 3

乙 中部電力パワーグリッド株式会社

半田営業所長 木下 裕義

28-3 災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する確認書

南知多町（以下、「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「乙」という。）は、令和2年9月28日付けで締結した「災害時における相互連携に関する協定」（以下、「協定」という。）に関して、以下のとおり確認する。

（協定第2条（1）関係）

第1条 甲及び乙における各部署の窓口は**別表**のとおりとし、**別図**のとおり連絡体制を確立するものとする。なお、別表及び別図に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有するものとする。

（協定第2条（3）関係）

第2条 乙は、甲に対して道路啓開作業の協力を要請する場合には、あらかじめ次の各号に定める事項を書面に明記の上、要請するものとする。

- （1）作業内容
- （2）場所（住所、地図）
- （3）写真
- （4）作業希望日時
- （5）現地連絡責任者及び電話番号
- （6）その他必要な事項

（協定第2条（6）関係）

第3条 甲及び乙は、重要施設のリストを平時から作成し、甲乙共有するものとする。なお、当該リストに変更が生じた場合には、随時更新するものとする。

（協議）

第4条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月28日

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18

甲 南知多町

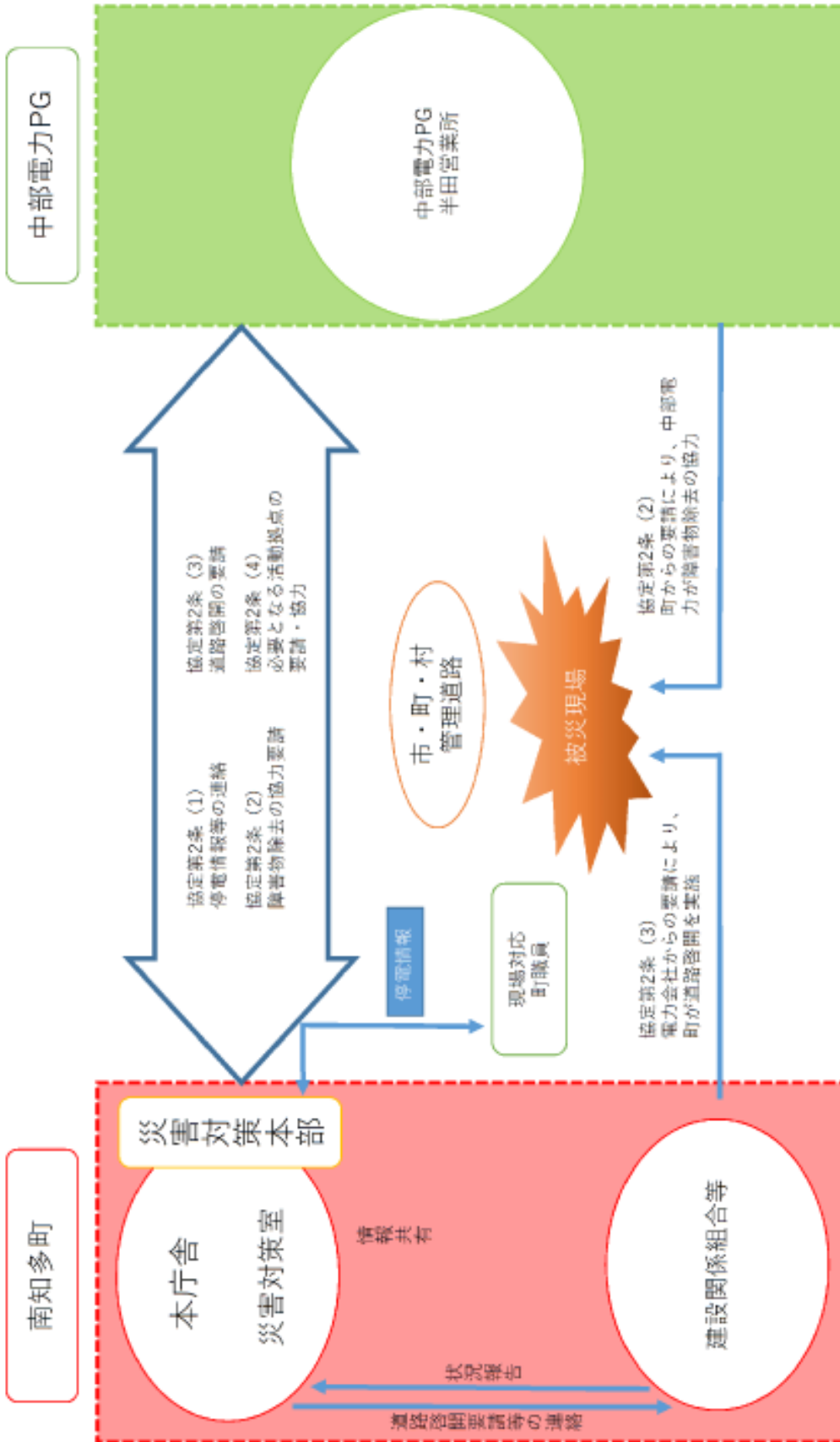
代表者 南知多町長 石黒 和彦

愛知県半田市東洋町一丁目3-3

乙 中部電力パワーグリッド株式会社

半田営業所長 木下 裕義

連絡体制 別図



29 災害時における物資調達に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 南知多町（以下「甲」という。）と神原段ボール株式会社（以下「乙」という。）とは、南知多町に南知多町地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害並びに感染症（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における、甲が乙の協力を得て行う物資の調達に関し、協定を締結する。

(協力要請)

第 2 条 甲は、災害等発生時において物資を必要とする時は、乙に物資の調達について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第 3 条 甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に記載するもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 段ボールベッド
- (2) その他甲が指定するもので乙が供給可能な物資

(要請手続)

第 4 条 甲は、物資の供給を依頼するときは、物資調達要請書（様式 1）により品目、数量及び搬送希望場所を乙に通知するものとする。ただし、緊急時等により文書により難しい場合は、電話等により通知し、事後において要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、できる限り速やかに乙又は乙が依頼した者により甲が指定する設置場所に物資を運搬するものとする。

(要請に基づく措置及び報告)

第 5 条 乙は、第 2 条の規定により、甲の要請を受けた時は可能な限りこれに協力するとともに、物資の供給を実施したときは、当該供給の終了後、すみやかにその実施状況を物資供給実施状況報告書（様式 2）により甲に報告するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害により供給能力が低減した場合
- (2) 災害により他の優先義務が発生した場合
- (3) 乙が被災した場合

(引渡し)

第 6 条 物資の搬送場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(支払)

第7条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）について、乙からの請求に基づき、遅滞なく支払を行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する物資供給実施状況報告書（様式2）に基づき、甲乙協議の上、災害等発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(訓練等の協力)

第8条 甲は、災害時に段ボールベッドの設置作業を円滑に行うため、防災訓練等において段ボールベッドを必要とする場合は、乙に対し段ボールベッドの供給を要請することができるものとし、乙は、可能な範囲でその協力を努めるものとする。

(反社会的勢力に関する表明)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結時及び締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配及び影響を受けていないこと、自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保障するものとする。

2 甲又は乙は、相手方が前項に違反した場合、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また催告等の手続きを要せず直ちにこの協定を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。

3 甲又は乙は、前項の規定に基づく解除により相手方が被った損害については、一切の義務及び責任を負わないものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和3年9月27日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町

代表者 南知多町長 石 黒 和 彦

乙 愛知県南知多町久米字池田 201

神原段ボール株式会社

代表取締役社長 井 沢 宏 道

様式 1

第 号
年 月 日

様

南知多町長

物 資 調 達 要 請 書

このことについて、災害時における物資調達に関する協定書第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、物資供給後、協定書第 5 条の規定による実施状況を、物資供給実施状況報告書（様式 2）により報告してください。

記

1 要請する物資

要請品目	要請数量	搬送希望場所	備 考

2 その他必要な事項

様式2

第 号
年 月 日

南 知 多 町 長 様

報告者住所
報 告 者
連 絡 先

物 資 供 給 実 施 状 況 報 告 書

このことについて、災害救助に必要な物資の調達に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 供給した物資

供給品目	供給数量	搬送場所	備 考

2 その他必要な事項

30 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、自然災害（地震・台風等）により電力設備に被害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに、南知多町または中部電力パワーグリッド管轄区域の電力を迅速に復旧するため、甲の所有する用地を、乙が電力設備を復旧するための基地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として、一時的に使用することについて、次のとおり定める。

（使用する用地）

第 1 条 使用する用地は、次のとおりとする。

名称	所在地
旧新運動公園用地	南知多町大字豊丘字大脇台 3 5
南知多町豊浜防災センター	南知多町大字豊浜字棕田 2 2-6

（災害復旧用オープンスペースの使用手続）

第 2 条 乙は、災害復旧用オープンスペースを使用する必要がある場合は、甲に対し、被害状況、復旧計画等を明らかにして、口頭、電話又はファックスにより甲に申出をする。その際、乙は甲と災害復旧用オープンスペースの使用範囲等について協議を行う。

2 乙は、使用にあたって、第 2 条第 1 項の承諾後、速やかに地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の使用許可又は地方自治法第 2 3 8 条の 5 第 1 項に基づく普通財産の貸付け等の手続を行うものとする。ただし、事前に手続ができない状況の場合は、前項の承諾をもって許可されたものとし、事後手続を行うものとする。

（使用期間）

第 3 条 災害復旧用オープンスペースの使用期間は、乙が使用許可を受けた日から、乙の災害復旧が完了する日までとする。

（遵守事項）

第 4 条 乙は、災害復旧用オープンスペースを善良な使用者の注意をもって使用し、火災、盗難、破損等の防止に努めるものとする。

（用地の使用方法等）

第 5 条 乙は、原則として、甲の所有する用地内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、仮設トイレ、応急仮設住宅等を設置するなどして使用するものとする。ただし、甲の建物、トイレ等を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定めるものとする。

2 乙が、電気、水道、電話等を設置する場合は、乙の責任と負担において設置するもの

とする。

3 使用期間終了後は、乙の責任と負担において原状回復を行うものとする。

(損害賠償)

第 6 条 乙は、災害復旧用オープンスペースの使用に関し、自らの責めに帰すべき事由により本施設等に損傷を与えた場合は、自らの責任と負担においてすべて処理するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。ただし、天災地変等の不可抗力により本施設等が損傷した場合は、その責を負わないものとする。

(使用料)

第 7 条 乙が、第 2 条の規定に基づき第 1 条の用地を使用する場合の使用料は無料とする。

(連絡体制)

第 8 条 甲及び乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先、連絡方法等をあらかじめ相手方に報告し、連絡体制の確立を図るものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡先、連絡方法等に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第 9 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前 1 か月前までに、甲乙いずれかからの意思表示がないときは、さらに有効期間満了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 1 月 6 日

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地

甲 南知多町

代表者 南知多町長 石黒 和彦

愛知県半田市東洋町 1 丁目 3 - 3

乙 中部電力パワーグリッド株式会社

半田営業所長 木村 浩二

31—1 災害時における相互連携に関する協定

南知多町（以下「甲」という。）、及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、南知多町内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この協定の適用範囲は、南知多町内とする。

（連携事項）

第 3 条 甲及び乙は、第 1 条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1） 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
- （2） 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3） 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- （4） 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5） 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、南知多町民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6） 甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。
- （7） 乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。
- （8） 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、
甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決
定するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報
及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三
者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、
甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定の成立した日から令和6年3月31日までとする。ただし、期
間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときに
は、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各
自1通を保有する。

令和5年3月31日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18
南知多町
南知多町長 石黒 和彦

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社
執行役員東海支店長 安部 真弘

31—2 災害時における相互連携に関する確認書

南知多町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、令和5年3月31日付けをもって締結した「災害時における相互連携に関する協定」（以下「協定」という。）に関して、以下のとおり確認する。

（協定第3条（1）関係）

第1条 甲及び乙における各部署の窓口は別表のとおりとし、変更が生じた場合、随時更新の上、甲乙共有するものとする。

2 甲は、甲が管理する緊急輸送道路等の優先的に啓開すべき道路（以下「優先啓開道路」という。）についての情報を、乙と共有するものとする。

（協定第3条（2）関係）

第2条 乙は、災害時においては、緊急輸送道路等の通行に支障となる通信設備等の除去を、優先して実施するものとする。

2 甲は、乙の作業着手等が遅れ、緊急輸送道路等の通行に乙の通信設備が支障を来たと判断した際は、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる通信設備等の除去を実施することができることとする。

3 前項の乙による安全確認を実施するため、甲は乙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、乙は速やかに技術員を派遣し、安全措置等を実施することとする。なお、技術員の派遣に際しては、災害規模状況を勘案し優先的に派遣するものとする。

4 第2項の甲による通信設備等の除去にあたっては、乙の技術員の立ち合いのもと実施することとする。

（協定第3条（3）関係）

第3条 乙は、甲に対して、通信障害復旧工事に向かうための道路啓開作業を要請する場合、次の事項を記載した書面を、甲に提出するものとし、これに対し甲は書面により回答する。

- （1）作業内容
- （2）場所（住所、地図）
- （3）写真又は被災状況等が分かる図面等
- （4）作業希望日時
- （5）連絡先
- （6）その他必要な事項

2 甲は、前項にて要請された道路が甲の管理する道路外であった場合、甲の災害対策本部若しくは愛知県知多各方面本部を通じて関係機関へ協力を要請するものとする。

(協 議)

第 4 条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18
南知多町
南知多町長 石黒 和彦 (押印)

乙 愛知県名古屋市中区大須 4 丁目 9 番 6 0 号
西日本電信電話株式会社 東海支店
設備部長 鈴木 重明 (押印)

32 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、南知多町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、南知多町内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第 2 条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第 3 条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施 設 名 称	
所 在 地	南知多町大字 字
所 有 者	
構 造 等	鉄筋コンクリート造 階建
建 築 年	年
増 改 築 年	なし

（使用範囲）

第 4 条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避 難 場 所	階 (約 m ²)
収 容 人 数	約 名
避 難 経 路	施設 外部階段、 内部階段
入 口	

（施設変更の報告）

第 5 条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第 6 条 甲は、第 2 条に基づき一時避難施設として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

（費用負担）

第 7 条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第 8 条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
南知多町長 森 下 利 久
乙 以下のとおり

協 定 先 (施設名)	協定年月日	協 定 先 (施設名)	協定年月日
豆千待月	平. 18. 2. 27	美舟	平. 18. 2. 24
源氏香	平. 18. 2. 28	(師崎公民館)	—
うめ乃湯	平. 18. 2. 24	篠島ロイヤルホテル香翠荘	平. 18. 2. 21
田中屋	平. 18. 2. 24	南風	平. 18. 2. 21
知多信用金庫豊浜支店	平. 25. 10. 2	すず屋海遊亭	平. 18. 2. 27
三好屋	平. 18. 2. 24	晴快荘	平. 18. 2. 27
大漁園	平. 26. 3. 31	いすず館	平. 18. 2. 27
やまや	平. 18. 2. 24	日間賀島漁業協同組合	平. 18. 2. 27

33 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(目 的)

第 1 条 南知多町（以下「甲」という。）とあいち知多農業協同組合（以下「乙」という。）とは、東海地震の警戒宣言発令時及び突発地震時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要な事項を定めるものとする。

(徒歩帰宅ステーションの定義)

第 2 条 徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）とは、乙が南知多町内に設置した給油所とする。

(支援の内容)

第 3 条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の給油所において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供。
- (2) 乙の給油所において、徒歩帰宅者に対し、ラジオ等のメディアを通じた情報及び甲又は近隣市町から提供を受けた地図等による帰宅可能な道路に関する情報の提供。

(支援の実施)

第 4 条 乙は、前条の規定により甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、支援を実施することができる。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第 5 条 支援ステーションについては、広く住民へ協力給油所の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する支援ステーション・ステッカーを掲出するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 第 3 条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第 7 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協 議)

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各 1 通を

保有する。

平成19年 3 月30日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18 番地
南 知 多 町 長 沢 田 壽 一

乙 愛知県常滑市多屋字茨廻間 1 番地の111
あいち知多農業協同組合
代表理事組合長 平 野 重 良

34-1 災害時における福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時に避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）のための福祉避難所を開設する必要がある場合、南知多町（以下「甲」という。）が社会福祉法人あぐりす実の会（以下「乙」という。）に対して行う協力要請について、必要な事項を定めるものとする。

(施設使用の依頼)

第 2 条 甲は、通常の避難所に避難した要配慮者等が二次的に避難するために開設する福祉避難所として、別表に掲げる施設又は設備の使用について、乙に協力を依頼できるものとする。

2 乙は、甲からの要請があった場合には、要配慮者等を受け入れるよう努めるものとする。

(手続等)

第 3 条 甲は、第 2 条の規定に基づき乙に依頼する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 要配慮者等の住所、氏名、障害（介護度）の状況
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先
- (3) 入所（使用）予定期間
- (4) その他、甲乙双方が必要と認める事項

(物資の支給等)

第 4 条 甲は、要配慮者等に係る必要な物資を支給するものとする。

2 乙は、要配慮者等を適切に介護できるよう努めるものとする。

(費用の負担)

第 5 条 甲は、乙が要配慮者等に要した経費を負担するものとする。

(施設の重要な変更)

第 6 条 乙は、該当施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を加えようとする場合は、甲に対し事前に届け出るものとする。

(有効期間)

第 7 条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

(前協定の廃止)

第 8 条 甲と乙が平成22年11月8日付けで締結した「災害時における災害弱者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書」は、廃止する。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 9 月 1 日

甲 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地
南知多町
代表者 南知多町長 石 黒 和 彦

乙 南知多町大字内海字奥鈴ヶ谷 7 0 番地の 5
社会福祉法人 あぐりす実の会
理事長 片 桐 健 二

(別表)

施設の名称	住 所	連絡先電話番号
特別養護老人ホーム大地の丘	南知多町大字内海字奥鈴ヶ谷 7 0 番地の 5	6 2 - 0 1 1 7

34-2 災害時における福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時に避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）のための福祉避難所を開設する必要がある場合、南知多町（以下「甲」という。）が社会福祉法人南知多（以下「乙」という。）に対して行う協力要請について、必要な事項を定めるものとする。

(施設使用の依頼)

第 2 条 甲は、通常の避難所に避難した要配慮者等が二次的に避難するために開設する福祉避難所として、別表に掲げる施設又は設備の使用について、乙に協力を依頼できるものとする。

2 乙は、甲からの要請があった場合には、要配慮者等を受け入れるよう努めるものとする。

(手続等)

第 3 条 甲は、第 2 条の規定に基づき乙に依頼する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 要配慮者等の住所、氏名、障害（介護度）の状況
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先
- (3) 入所（使用）予定期間
- (4) その他、甲乙双方が必要と認める事項

(物資の支給等)

第 4 条 甲は、要配慮者等に係る必要な物資を支給するものとする。

2 乙は、当該要配慮者等を適切に介護できるよう努めるものとする。

(費用の負担)

第 5 条 甲は、乙が要配慮者等に要した経費を負担するものとする。

(施設の重要な変更)

第 6 条 乙は、該当施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を加えようとする場合は、甲に対し事前に届け出るものとする。

(有効期間)

第 7 条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

(前協定の廃止)

第 8 条 甲と乙が平成22年11月8日付けで締結した「災害時における災害弱者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書」は、廃止する。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 9 月 1 日

甲 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地
南知多町
代表者 南知多町長 石 黒 和 彦

乙 南知多町大字豊丘字中平井 1 4 番地
社会福祉法人 南知多
理事長 田 中 誠

(別表)

施設の名称	住 所	連絡先電話番号
特別養護老人ホームあい寿の丘 他	南知多町大字豊丘字中平井 1 4 番地	6 5 - 2 9 6 5

34-3 災害時における福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時に避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）のための福祉避難所を開設する必要がある場合、南知多町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人南知多すいせん福祉会（以下「乙」という。）に対して行う協力要請について、必要な事項を定めるものとする。

(施設使用の依頼)

第 2 条 甲は、通常の避難所に避難した要配慮者等が二次的に避難するために開設する福祉避難所として、別表に掲げる施設又は設備の使用について、乙に協力を依頼できるものとする。

2 乙は、甲からの要請があった場合には、要配慮者等を受け入れるよう努めるものとする。

(手続等)

第 3 条 甲は、第 2 条の規定に基づき乙に依頼する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 要配慮者等の住所、氏名、障害等の状況
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先
- (3) 入所（使用）予定期間
- (4) その他、甲乙双方が必要と認める事項

(物資の支給等)

第 4 条 甲は、要配慮者等に係る必要な物資を支給するものとする。

2 乙は、要配慮者等を適切に介護できるよう努めるものとする。

(費用の負担)

第 5 条 甲は、乙が当該要配慮者等に要した経費を負担するものとする。

(施設の重要な変更)

第 6 条 乙は、該当施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を加えようとする場合は、甲に対し事前に届け出るものとする。

(有効期間)

第 7 条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

(前協定の廃止)

第 8 条 甲と乙が平成 22 年 11 月 8 日付けで締結した「災害時における災害弱者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書」は、廃止する。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 9 月 1 日

甲 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地
南知多町
代表者 南知多町長 石 黒 和 彦

乙 南知多町大字豊丘字中平井 1 4 番地
社会福祉法人 南知多すいせん福祉会
理事長 佐 藤 みち子

(別表)

施設の名称	住 所	連絡先電話番号
すいせんひろば	南知多町大字豊丘字中平井 1 4 番地	6 5 - 1 9 2 5

35 災害発生時における学校施設の利用に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と愛知県立内海高等学校（以下「乙」という。）は、町内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における学校施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲が乙の管理する学校施設（以下「乙の施設」という。）を災害時等の避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）として利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用の要請）

第 2 条 甲は、乙の施設を避難所等として利用する必要があるときは、乙に対し、施設利用を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用を要請するときは、施設利用の範囲、期間等必要と認める事項を明らかにし、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、甲から施設利用の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用に協力するものとする。

（利用施設）

第 3 条 甲が利用する乙の施設（各施設に付随する設備、備品、機器等を含む）は、次のとおりとし、その利用は甲の責任のもと実施する。

（1）避難場所として利用する施設：屋外運動場

（2）避難場所、避難所として利用する施設：屋内運動場

2 前項に定める事項の実施のため、甲は、甲の負担で乙の敷地内に防災資機材用倉庫を設置し、資機材等を保管することができるものとする。この場合、乙の所定の手続きを経て、甲が管理を行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、施設利用の具体的な内容については、乙の施設の被害状況等を勘案した上で、関係官公庁署が発行する避難所に関するマニュアル等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

（職員の派遣）

第 4 条 甲は、施設利用する場合には、避難所等に職員を派遣するものとする。

2 甲及び乙は、この協定の実効性を向上させるため、施設利用に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

（避難所等の開設等）

第 5 条 避難所等の開設は、甲の派遣した職員が行うものとする。

2 避難所等の管理及び運営は、甲の派遣した職員、避難者で組織された避難所運営委員会等が行うものとする。

（乙の施設の返還）

第 6 条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に学校運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の施設の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の施設を乙に返還するものとする。

3 甲は、避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙の施設の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は原則として、原状回復し、返還するものとする。

4 乙の施設の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 施設利用に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(協議)

第 8 条 この協定に定めがない事項、疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、定めるものとする。

(有効期間)

第 9 条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続する。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 30 年 6 月 1 日

(甲)

知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18
南知多町
南知多町長 石 黒 和 彦

(乙)

知多郡南知多町大字内海字奥鈴ヶ谷 1-1
愛知県立内海高等学校
校 長 谷 川 勝 彦

36-1 大規模災害時における要配慮者等に対する宿泊施設の提供等に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と株式会社グランドマザーズ（以下「乙」という。）は、大規模災害時における要配慮者等に対する宿泊施設の提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、南知多町内に大規模災害が発生した場合に甲が行う要配慮者等への支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定で「大規模災害」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 108 号）の適用を受ける地震、津波、風水害等の災害をいう。

2 この協定で「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高齢者（65 歳以上の者をいう。）
- (2) 障害者（原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）
- (3) 前各号に掲げる者と同一世帯の者又は介護者
- (4) 乳児及びその保護者
- (5) 妊産婦およびその介助者
- (6) 避難所での集団生活では健康を損なうおそれがある等、甲が特に配慮が必要と認める者

（協力の範囲）

第 3 条 甲の要請に基づき乙が協力する業務の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が対応可能なものとする。

- (1) 宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供
- (2) 宿泊施設への要配慮者等の移送

（協力する施設）

第 4 条 甲の要請に基づき乙が協力する宿泊施設は、次に掲げる施設とする。

【施設の名称】 サポートイン南知多アネックス浜茶屋

【所在地】 南知多町大字内海字一色 4 5 番地

（協力の要請）

第 5 条 甲は、要配慮者等への支援を行うに当たり、第 3 条に掲げる乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し協力を要請できるものとする。

2 前号の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請に応じるものとする。

(要請への対応)

第 6 条 乙は、前条の要請を受けたときは、応諾の可否を文書により回答するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに回答文書を送付するものとする。

(協力の期間)

第 7 条 第 3 条第 1 号に規定する業務の協力期間は、乙の宿泊施設で要配慮者等の受入れを開始した日から、当該要配慮者等が応急仮設住宅等へ入居する等により宿泊施設を利用する必要がなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難しい場合は、乙と甲が協議の上、決定するものとする。

(実績の報告)

第 8 条 乙は、第 3 条各号に規定する業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第 9 条 甲は、甲の要請に基づき乙が第 3 条各号に規定する業務を実施するために要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用の額は、災害救助法及びその関連法令の定めるところにより、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第 10 条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議事項)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定する。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和元年 5 月 30 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地
南知多町
南知多町長 石 黒 和 彦

乙 愛知県知多郡南知多町大字内海字一色 4 5 番地
株式会社 グランドマザーズ
代表取締役 野 口 昌 子

36-2 大規模災害時における要配慮者等に対する宿泊施設の提供等に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と株式会社マザーズリヴ（以下「乙」という。）は、大規模災害時における要配慮者等に対する宿泊施設の提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、南知多町内に大規模災害が発生した場合に甲が行う要配慮者等への支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定で「大規模災害」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 108 号）の適用を受ける地震、津波、風水害等の災害をいう。

2 この協定で「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高齢者（65 歳以上の者をいう。）
- (2) 障害者（原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）
- (3) 前各号に掲げる者と同一世帯の者又は介護者
- (4) 乳児及びその保護者
- (5) 妊産婦およびその介助者
- (6) 避難所での集団生活では健康を損なうおそれがある等、甲が特に配慮が必要と認める者

（協力の範囲）

第 3 条 甲の要請に基づき乙が協力する業務の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が対応可能なものとする。

- (1) 宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供
- (2) 宿泊施設への要配慮者等の移送

（協力する施設）

第 4 条 甲の要請に基づき乙が協力する宿泊施設は、次に掲げる施設とする。

【施設の名称】 サポートイン南知多

【所在地】 南知多町大字内海字一色 36 番地

（協力の要請）

第 5 条 甲は、要配慮者等への支援を行うに当たり、第 3 条に掲げる乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し協力を要請できるものとする。

2 前号の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

3 乙は、前項の要請をうけたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請に応じるものとする。

(要請への対応)

第 6 条 乙は、前条の要請を受けたときは、応諾の可否を文書により回答するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに回答文書を送付するものとする。

(協力の期間)

第 7 条 第 3 条第 1 号に規定する業務の協力期間は、乙の宿泊施設で要配慮者等の受入れを開始した日から、当該要配慮者等が応急仮設住宅等へ入居する等により宿泊施設を利用する必要がなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難しい場合は、乙と甲が協議の上、決定するものとする。

(実績の報告)

第 8 条 乙は、第 3 条各号に規定する業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第 9 条 甲は、甲の要請に基づき乙が第 3 条各号に規定する業務を実施するために要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用の額は、災害救助法及びその関連法令の定めるところにより、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第 10 条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議事項)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定する。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和元年 5 月 3 0 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地
南知多町
南知多町長 石 黒 和 彦

乙 愛知県名古屋市西区新道一丁目 2 番 5 号
株式会社 マザーズブリヴ
代表取締役 野 口 由 美 子

37 災害時の応急対策の協力に関する基本協定書

南知多町（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

（目的）

第 1 条 この協定は、南知多町防災計画に基づき、南知多町の地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に定めるものをいう。

2 その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合。

（協力要請の窓口）

第 3 条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(1) 甲の連絡担当者 南知多町検査財政課長

(2) 乙の連絡担当者 知多統轄支所長

（応急対策等の内容）

第 4 条 応急対策の内容は次のとおりとする。

(1) 南知多町管理公共施設等の被災状況の調査

(2) 南知多町管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元

(3) 登記・境界関係相談所の開設

(4) 平常時における南知多町管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等

(5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第 5 条 甲は、応急対策を実施するため支援が必要であると認めるときは、応急対策要請書（第 1 号様式）をもって、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに応急対策要請書を提出するものとする。

2 乙は、応急対策が完了した場合は、速やかに甲に応急対策報告書（第 2 号様式）を提出するものとする。

（協力）

第 6 条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（費用の負担）

第 7 条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。ただし、愛知県用地調査及び物件調査委託業務積算基準に定めのある場合は、これを参考にするものとする。

(名簿等の提出)

第 8 条 乙は、毎年 1 回次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他、必要と認められる事項

(資料の交換及び協議)

第 9 条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他、必要な書類

(その他)

第 10 条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第 11 条 この協定は、平成 20 年 5 月 1 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 5 月 1 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町長 沢田 壽 一 印

乙 名古屋市中区葵一丁目 27 番 32 号
社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理 事 長 吉 田 章
知多統轄支所長 平 川 文 洋 印

第 1 号様式（第 5 条関係）

応 急 対 策 要 請 書

平成 年 月 日

社団法人

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長

様

知多郡南知多町長

災害時の応急対策の協力に関する基本協定書第 5 条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 依頼番号

2 名 称

3 要請場所

4 活動期間

5 要請内容

6 町担当者及び連絡先

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

南知多町役場 検査財政課長

0569-65-0711

第 2 号様式（第 5 条関係）

応 急 対 策 報 告 書

平成 年 月 日

南知多町長 様

社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長

災害時の応急対策の協力に関する基本協定書第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 依頼番号
- 2 名 称
- 3 活動場所
- 4 活動期間
- 5 活動内容（写真添付）
- 6 活動に要した人員・資機材等の内訳
- 7 実施した社員名、担当者名及び連絡先

38 災害拠点病院との非常時連絡調整員派遣協定について

南知多町（以下「甲」という。）と愛知県指定地域災害拠点病院である愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院（以下「乙」という。）は、災害発生時において傷病者の迅速かつ的確な把握及び救急を要する者の病院収容のために必要な連絡調整員（以下「連絡員」という。）の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、南知多町地域防災計画に定める南知多町指定避難所、救護所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者が発生した場合に、甲が乙に要請する連絡員の派遣について必要な事項を定める。

（要請及び受諾）

第 2 条 甲は、災害発生により多数の傷病者が発生すると予見又は確認した場合は、乙に対し、南知多町災害対策本部（以下「本部」という。）へ連絡員の派遣を要請できるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、可能なかぎり受諾するものとする。

（通信等）

第 3 条 本部に派遣される連絡員は、乙との連絡用の通信器具を持参し、参集することとする。ただし、持参できない場合は、甲より提供される通信器具を用いて通信の確保を図ることができる。

（責務）

第 4 条 連絡員は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

(1) 甲より提供される情報を乙に伝えるとともに、乙からの情報を甲に伝え、甲及び乙の連携が円滑に進むように努めなければならない。

(2) 甲又は乙より要望された事項について、状況に応じて判断し、解決するように努めなければならない。

（費用負担）

第 5 条 甲及び乙は、この協定により発生した活動費用をそれぞれ負担するものとする。

（防災訓練）

第 6 条 甲及び乙は、平常時より連携強化を図るために、それぞれが実施する防災訓練に必要なに応じて参加を要請できるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請があった場合には、訓練に参加するとともに、その打ち合わせ等にも積極的に協力するものとする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上定めるものとする。

（効力の期間）

第 8 条 この協定の期間は、締結の日から、平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、

期間満了の1箇月前までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年10月18日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
南知多町長 石 黒 和 彦

乙 愛知県知多郡美浜町大字河和字西谷81番地6
愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院
院長 宮 本 忠 壽

39 地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知建築士会（以下「乙」という。）は、地震災害時における応急対策活動の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、知多地域 5 市 5 町で統一した内容とし、地震災害が南知多町内で発生した場合に、甲が乙の半田支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力を要請する応急対策活動）

第 2 条 この協定により、甲が丙に支援協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への応急危険度判定士による安全確認
- (2) 震度 6 弱以上での応急危険度判定士の自動参集及び住宅等の応急危険度判定
- (3) 建築物の復旧に関する相談業務

（安全確認の基準等）

第 3 条 安全確認の基準は、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

- 2 安全確認は、「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」第 4 条の規定に基づき登録された応急危険度判定士が、前項の基準に従い行うものとする。

（支援協力の要請）

第 4 条 甲は、丙の支援が必要と認めるときは、丙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 安全確認、応急危険度判定及び建築物の復旧に関する相談業務の実施内容
- (3) その他必要な事項

- 2 前項の規定による要請は、別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後において当該様式を提出するものとする。

（支援協力要請の発動）

第 5 条 南知多町内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、丙は甲から支援協力の要請があったものとみなし、支援協力を行うものとする。また、震度 5 強以下の地震が発生した場合であっても、甲の要請があったときは、支援協力を行うものとする。

（安全確認の報告）

第 6 条 丙は応急危険度判定士による安全確認を行ったときは、施設管理者等に対し確認結果を報告するものとする。

（補償等）

第 7 条 甲は、第 2 条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

（協議）

第 8 条 この協定に定めるもののほか、必要事項について甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第 9 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を 1 年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 2 月 21 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町長 石黒 和彦

乙 愛知県名古屋市中区四丁目 3 番 26 号 昭和ビル 5 階
公益社団法人 愛知建築士会
会 長 佐藤 東亜男

40 地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、地震災害時における応急対策活動の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、知多地域 5 市 5 町で統一した内容とし、地震災害が南知多町内で発生した場合に、甲が乙の知多支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力を要請する応急対策活動）

第 2 条 この協定により、甲が丙に支援協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への応急危険度判定士による安全確認
- (2) 震度 6 弱以上での応急危険度判定士の自動参集及び住宅等の応急危険度判定
- (3) 建築物の復旧に関する相談業務

（安全確認の基準等）

第 3 条 安全確認の基準は、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

- 2 安全確認は、「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」第 4 条の規定に基づき登録された応急危険度判定士が、前項の基準に従い行うものとする。

（支援協力の要請）

第 4 条 甲は、丙の支援が必要と認めるときは、丙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 安全確認、応急危険度判定及び建築物の復旧に関する相談業務の実施内容
- (3) その他必要な事項

- 2 前項の規定による要請は、別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後において当該様式を提出するものとする。

（支援協力要請の発動）

第 5 条 南知多町内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、丙は甲から支援協力の要請があったものとみなし、支援協力を行うものとする。また、震度 5 強以下の地震が発生した場合であっても、甲の要請があったときは、支援協力を行うものとする。

（安全確認の報告）

第 6 条 丙は応急危険度判定士による安全確認を行ったときは、施設管理者等に対し確認結果を報告するものとする。

（補償等）

第 7 条 甲は、第 2 条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

(協議)

第 8 条 この協定に定めるもののほか、必要事項について甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第 9 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を 1 年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 2 月 21 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町長 石黒 和彦 印

乙 愛知県名古屋市中区四丁目 3 番 26 号 昭和ビル 2 階
公益社団法人 愛知県建築士事務所協会
会 長 朝岡 市郎 印

41 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、南知多町内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）並びに災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみをいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第 1 号に次の事項を記載して、文書で乙に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

（情報提供等）

第 4 条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に町内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第 5 条 乙は、第 3 条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第 2 号により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項
(費用負担)

第 6 条 第 3 条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第 7 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 8 条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 3 月 14 日

甲 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町
代表者 南知多町長 石黒 和彦

乙 名古屋市中区金山二丁目 10 番 9 号
第 8 フクマルビル 5 階
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
代表者 会 長 永井 良一

様式第 1 号

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力要請書

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
 会長 様

南知多町長 ⑩

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり災害廃棄物処理を要請します。

被災の状況	
災害廃棄物 処理の場所	
災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物 処理の期間	
その他 必要な事項	

(担当：南知多町 部 課 電話 (代表))

様式第 2 号

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書

南知多町長 様

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長 ㊟

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害廃棄物 処理を実施 した場所	
実施した 災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物処 理に従事した 要員、車両及 び資機材等	
災害廃棄物 処理に従事 した期間	
その他 必要な事項	

(担当者 役職： 氏名： 電話)

42 南知多町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と社会福祉法人南知多町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における南知多町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営等に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合において、円滑かつ効果的なボランティア活動を推進するため、南知多町地域防災計画に基づき、センターの設置、運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（センターの設置）

第2条 甲は、大規模な災害が発生し、次の各号のいずれかに該当するときは、乙と連携してセンターを速やかに設置するものとする。

（1）甲がセンターの設置の必要があると判断した場合

（2）乙がセンターの設置の必要があると認め、甲に設置の要求をした場合

2 甲及び乙は、センターの設置に当たっては、相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要な資機材を確保するものとする。

3 乙は、全国社会福祉協議会や愛知県社会福祉協議会、知多ブロック内社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等に要請するなど、可能な範囲でボランティアと被災地住民等からの支援依頼の調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）をセンターに配備するよう努めるものとする。

（センターの設置場所）

第3条 センターの設置場所は、災害等の状況によるが、原則乙の所在地に設置する。

2 著しい被害を受けた地域に円滑な支援活動を行うため現地ボランティアセンターを設置する必要があると認めたときは、甲乙協議の上その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第4条 乙は、センターの運営主体となり、町外の社会福祉協議会、外部からのNPO法人・ボランティア団体、コーディネーターその他地域の各種団体等の協力の下に円滑な運営に努めるものとする。

2 甲及び乙は、相互に連携・協力しながら、被災者の避難先及び被災状況その他センターの運営に関し必要な情報を提供するものとする。

3 乙は、単独ではセンターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの活動）

第5条 センターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

（1）災害ボランティアの受け入れ及び活動依頼に関すること。

（2）災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関すること。

（3）災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関すること。

（4）災害時の避難所内における避難者のボランティア支援に関すること。

(5) その他、センターの運営に当たり必要と認められる事項。

(センターの閉鎖)

第6条 センターの閉鎖は、災害復旧状況を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲及び乙は、センターの閉鎖の際は、コーディネーター等が行った当該活動について、円滑な引き継ぎを行うものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、原則としてセンターの設置に関し必要な経費を負担するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 甲及び乙は、本協定にもとづき設置されるセンターの運営に関し発生する個人情報の取り扱いについて、それぞれの個人情報の保護に関する規程に基づき、適切に管理するものとする。

(報告)

第9条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平時の協力体制)

第10条 甲及び乙は、災害時に迅速かつ円滑にセンターの設置運営ができるよう、平時から相互に連携した取り組みに努めるものとする。

2 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、甲の実施する防災訓練等に積極的に参加すると共に、独自及び近隣団体との合同訓練や講習を実施し、また関係団体とのネットワーク整備に努めるものとする。

3 甲と乙は、平時よりボランティアの研修、コーディネーターの養成講座等を行い、ボランティアの受け入れ、派遣等、非常時に備え体制づくりを整備すると共に、センター設置運営訓練等の実施に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度双方協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに、双方別段の意思表示がないときは、更に1年間継続するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方の記名押印の上各自がその 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 29 日

(甲) 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地

南知多町長 石 黒 和 彦

(乙) 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字須佐ヶ丘 1 番地

社会福祉法人 南知多町社会福祉協議会
会 長 内 藤 宗 充

43 災害発生時における協力に関する協定

南知多町（以下「甲」という。）と常滑郵便局（以下「乙」という。）及び南知多町内郵便局（以下「丙」という。別表のとおり）は、南知多町内に発生した地震その他による災害時において、甲、乙及び丙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第 1 条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第 2 条 甲、乙及び丙は、南知多町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害応急対策としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲、乙及び丙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 乙及び丙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（避難者情報確認シート（別添 1 及び 2）又は転居届の配布・回収を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第 3 条 甲、乙及び丙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第 4 条 第 2 条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第 5 条 甲、乙及び丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第 6 条 甲、乙及び丙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第 7 条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 南知多町 総務部防災安全課長
- 乙 日本郵便株式会社 常滑郵便局総務課長
- 丙 日本郵便株式会社 豊浜郵便局長

(協議)

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、三者で協議し決定する。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲、乙又は丙のいずれからも書面による解約の申し出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

附則

平成 10 年 6 月 1 日に締結した「災害支援協力に関する覚書」は、この協定の締結日をもって廃止するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 4 月 5 日

甲 知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町長 石黒 和彦 印

乙 常滑市栄町 1 丁目 83 番地
日本郵便株式会社 常滑郵便局
局長 片桐 義久 印

丙 知多郡南知多町大字豊浜字中町 1 4 番地の 1

南知多町内郵便局 代表

日本郵便株式会社 豊浜郵便局

局長 榊原 康久 印

別表

南知多町に所在する郵便局一覧

郵便局名	所在地
豊浜郵便局	南知多町大字豊浜字中町 1 4 番地の 1
内海郵便局	南知多町大字内海字亥新田 8 8 番地の 2
師崎郵便局	南知多町大字片名字新師崎 4 6 番地
南知多山海郵便局	南知多町大字山海字屋敷 5 0 番地の 1
南知多大井郵便局	南知多町大字大井字南側 9 番地の 1
南知多篠島郵便局	南知多町大字篠島字神戸 4 1 番地
日間賀郵便局	南知多町大字日間賀島字新井浜 4 3 番地の 1

<地方公共団体用ひな形>

別添 1

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

_____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、南知多町役場の業務のみに使用し、厳正に管理します。
 ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

(※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 南知多町役場 電話：0569－65－0711

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
氏名⑤	(姓)	(名)	
事業所名			

<郵便局用ひな形>

別添 2

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

_____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、南知多町からの開示要請を受けて開示します。

本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 ○○郵便局 電話：○○－○○○－○○○○

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお困みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

44 災害時等における無人航空機の運用等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 南知多町（以下「甲」という。）と株式会社D S A（以下「乙」という。）とは、南知多町に地震、風水害その他の災害が発生した場合等（以下「災害時等」という。）における、無人航空機の運用等の協力に関する事項について、協定を締結する。

(業務の内容)

第2条 甲が乙に協力を要請する業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること
- (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること
- (3) 災害時等における情報収集のための町職員等への技術指導、連携に関すること
- (4) その他、必要と認められる事項

(業務の実施範囲)

第3条 業務の実施範囲は、南知多町内及び南知多町長が災害対応のための情報収集等を必要とする周辺地域とする。

(業務の要請)

第4条 甲は、第2条に規定する業務の協力を要請するときは、要請書（様式第1）をもって行うものとする。ただし、要請書による要請が困難な場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後速やかに要請書を乙に送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、業務の実施に必要な人員、無人航空機及び資材等を調達し、可能な範囲で要請に応じるものとする。

(安全の確保等)

第5条 乙は、前条の要請により業務を実施するときは、関連法令を遵守するとともに安全の確保に十分配慮するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、第4条の要請により業務を実施したときは、報告書（様式第2）により甲が指定する期限までに報告するものとする。

(著作権等の帰属)

第7条 この協定に基づき撮影した映像や画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条の要請による業務を実施するために要した費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、交通費及び消耗品費については、甲が負担する

ものとする。

- 2 前項の規定により甲が負担することとなる費用の額については、災害等の発生直前における市場の適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(訓練等の参加協力)

第 9 条 乙は、災害時等にこの協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

- 2 訓練等に参加する際に発生する費用は、原則として乙の負担とする。

(守秘義務)

第 10 条 乙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た甲又は第三者の情報を洩らしてはならない。

(損害の負担)

第 11 条 この協定に基づく業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に必要な資機材に損害が生じた場合、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

- 2 前項の損害については、原則として乙が負担するものとする。ただし、その損害が明らかに乙の責に帰さない事由により発生したものである場合は、当該損害の負担を甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

平成 30 年 12 月 12 日

甲 知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町

代表者 南知多町長 石 黒 和 彦

乙 春日井市味美西本町 2263 番 5 号
株式会社 D S A

代表取締役社長 梅 原 丈 嗣

様式第 1

年 月 日

株式会社 D S A
代表取締役社長

様

南知多町長

要 請 書

災害時等における無人航空機の運用等の協力に関する協定書第 4 条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

災害の種類	
要請の内容	
協力を要請する日時等	(日時) (場所) (期間)
現場責任者	(部署) (氏名) (電話番号・FAX番号) (メールアドレス)
その他	

様式第 2

年 月 日

南知多町長 様

株式会社 D S A
代表取締役社長

報 告 書

災害時等における無人航空機の運用等の協力に関する協定書第 4 条に基づき、
年 月 日に要請のありました災害支援等につきましては、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

協力の内容		
協力期間	年 月 日～ 年 月 日	
協力人数等	協力延べ日数	協力延べ人数
その他		

45 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会 知多支部（以下「乙」という。）は、知多地域に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲のうち被災者支援を必要とする市町の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙の会員が行う行政書士業務（行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務）は、次に掲げる業務とする。

- (1) 甲が開設した被災地支援相談窓口での派遣相談業務
- (2) その他甲乙が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条に規定する要請は、別添の災害時協力要請書により行うものとする。ただし、災害時協力要請書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を項に通知するものとする。
- 3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、行政書士業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務で必要となった費用は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の成立した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、

以後同様とする。

この協定を証するため、本書11通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月10日

甲

半田市

市長 榑原純夫

常滑市

市長 片岡憲彦

東海市

市長 鈴木淳雄

大府市

市長 久野孝保

知多市

市長 宮島壽男

阿久比町

町長 竹内啓二

東浦町

町長 神谷明彦

南知多町

町長 石黒和彦

美浜町

町長 神谷信行

武豊町

町長 榑山芳輝

乙

愛知県行政書士会 知多支部

支部長 深谷義彦

46 大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と愛知県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、南知多町に地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、被災者等からの労働・社会保険等の相談業務（以下「相談業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が実施する社会保険労務士による相談業務について必要な事項を定めることにより、相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における被災者等の不安の解消及び生活の復興支援を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に乙による相談業務を実施する必要があると判断したときは、乙に対して協力要請書（様式第1）をもって要請するものとする。ただし、書面による要請が困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、社会保険労務士を相談員として甲が指定する場所に派遣するものとする。

（相談業務の範囲）

第3条 乙は、第1条の目的を達成するため、その専門的知識を活かし、次の相談業務を行うものとする。

（1）労働保険関係の相談支援

- ア 雇用保険（失業保険）の手続きの仕方、離職票の書き方に関する相談等
- イ 労災保険における給付の手続きに関する相談等

（2）健康保険及び年金関係の相談支援

- ア 健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談等
- イ 遺族年金、障害年金の手続きの仕方などの年金に関する相談等
- ウ 年金手帳の再発行、年金の各種変更手続きの仕方に関する相談等

（相談業務の実施報告）

第4条 乙は、第2条の要請に基づく相談業務が終了したときは、協力実施報告書（様式第2）により、実施した相談業務の内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 相談業務に従事する相談員の派遣に要する費用及び人件費その他の費用については、原則として乙の負担とする。ただし、その他の費用の負担については、甲乙協議により決定することができる。

(相談料)

第 6 条 この協定に基づき乙が実施する相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(守秘義務)

第 7 条 乙は、相談業務の実施において知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。

(損害の補償)

第 8 条 この協定に基づく相談業務の実施において、乙又は乙が派遣した者に損害が発生した場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行うものとする。

(体制の整備等)

第 9 条 乙は、甲の協力要請に迅速に対応するため、あらかじめ相談業務を行うための連絡系統などの実施体制を整備するものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更したときは、遅滞なく相手方に通知するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和元年 5 月 17 日

甲 知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町
代表者 南知多町長 石 黒 和 彦

乙 名古屋市熱田区三本松町 3 番 1 号
愛知県社会保険労務士会
会 長 大 滝 春 義

様式第1 (第2条関係)

協 力 要 請 書

年 月 日

愛知県社会保険労務士会
会長 様

南知多町長

大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書第2条の規定に基づき、
次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	(部署) (職・氏名) (電話・FAX)
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 期 日 又 は 期 間	(期日) 年 月 日まで (期間) 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

様式第 2 (第 4 条関係)

協 力 実 施 報 告 書

年 月 日

南知多町長 様

愛知県社会保険労務士会
会長

大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書第 4 条の規定に基づき、
次のとおり報告します。

要 請 担 当 者	(部署) (職・氏名) (電話・FAX)
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分
実 施 業 務 内 容	
従 事 者 氏 名	
履 行 の 場 所	
履 行 期 日 又 は 期 間	(期日) 年 月 日まで (期間) 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

47 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第 3 条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

- 第 1 条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。
- 2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

- 第 2 条 第 1 条第 2 項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 災害に係る住家の被害認定基準（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。
- (2) その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

- 第 3 条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第 1 号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

- 第 4 条 甲は、第 2 条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の person 費、交通費等の費用を負担する。
- 甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

- 第 5 条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第 6 条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第 7 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。
ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書 5 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 5 月 29 日

甲 知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地
南知多町長 石黒 和彦

乙 名古屋市中区錦一丁目 1 8 番 2 4 号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会長 松岡 由紀夫

名古屋市西区新道一丁目 2 番 2 5 号
愛知県土地家屋調査士会
会長 伊藤 直樹

名古屋市中区栄二丁目 1 0 番 1 9 号
公益社団法人愛知建築士会
会長 柳澤 講次

名古屋市中区栄四丁目 3 番 2 6 号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
会長 安田 商基

別記「費用負担額積算基準」（第 4 条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

（積算基準）

費用負担額＝（派遣人員数×派遣日数）×業務従事単価※（交通費及び事務的経費等を含む）

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

愛知県知事 殿
(団体名 会長 殿)

南知多町長 氏 名

災害時における家屋被害認定業務の応援要請について

災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書第 4 条第 1 項 (災害時における家屋被害認定業務に関する協定書第 3 条) の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び応援を要する事由

2 必要な人員等の内容

従事人数	従事期間	業務内容等
人	期間 (自) 月 日 (至) 月 日	
人	期間 (自) 月 日 (至) 月 日	

(適宜行を追加すること)

3 口頭による要請をした場合の日付

年 月 日

4 その他必要な事項

5 要請担当者

(職名)

(氏名)

(電話番号)

(FAX)

(E-mail)

48-1 災害時に放送等伝達に関する協定書

南知多町（以下「甲」という。）と知多半島ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の放送等伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害及び感染症拡大等による緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に放送等伝達の依頼をするときの手続を定めるものとする。

（放送等伝達の依頼）

第 2 条 甲は、災害時における被害の抑制又は応急対策を実施する上で、乙による放送等が伝達手段として有効なものと判断する場合には、乙に対し放送等伝達の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し前項の放送等伝達に必要な資料の提供を求めることができる。

（依頼の手続）

第 3 条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送等伝達の依頼をするものとする。

- （1）放送等伝達の内容
- （2）希望する放送等伝達の日時
- （3）その他必要な事項

（放送等伝達の実施）

第 4 条 乙は甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づき、形式、内容及び時刻を決定して放送等により伝達するものとする。

（連絡責任者等）

第 5 条 第 3 条に掲げる放送等伝達の依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（協定の効力及び更新）

第 6 条 この協定は、締結の日の属する年度の 3 月 31 日をもって終了するものとする。ただし、終了前 30 日までに、甲又は乙から協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、

この協定を 1 年間更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 11 月 6 日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町
代表者 南知多町長 石 黒 和 彦

乙 愛知県常滑市かじま台 1 丁目 161 番地
知多半島ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長 中 西 満

48-2 災害時のデータ放送に関する覚書

南知多町（以下「甲」という。）と知多半島ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の放送等伝達に乙の提供するデータ放送（緊急L次画面。以下「データ放送」という。）を使用する上で、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、甲及び乙が、令和2年11月6日に締結した「災害時の放送等伝達に関する協定」に基づき、甲が乙の提供するデータ放送を使用する際の運用方法を定めるものとする。

（放送基準）

第2条 甲において災害対策本部又は感染症対策本部が設置された場合等、町民に対し緊急に情報を伝達する必要があるときは、乙の提供するデータ放送を使用することができる。

（運用）

第3条 データ放送の運用は、次に定める手順により実施する。

（1）甲はLアラート又はデータ放送の専用入力フォームに、災害等に関する情報を入力する。

乙は甲が入力した情報を受信し、放送設備を自動起動させデータ放送を開始する。ただし、気象庁から大雨又は洪水警報等が発表されたときは、乙は甲の要請を待たずに、データ放送を開始できるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年11月6日

甲 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町
代表者 南知多町長 石 黒 和 彦

乙 愛知県常滑市かじま台 1 丁目 161 番地
知多半島ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長 中 西 満

49 災害に係る情報発信等に関する協定

南知多町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、南知多町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、南知多町が南知多町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ南知多町の行政機能の低下を軽減させるため、南知多町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第 2 条 本協定における取組みの内容は次の中から、南知多町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1）ヤフーが、南知多町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、南知多町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （2）南知多町が、南知多町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （3）南知多町が、南知多町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （4）南知多町が、災害発生時の南知多町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （5）南知多町が、南知多町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 南知多町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、南知多町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第 3 条 前条に基づく南知多町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第 4 条 ヤフーは、南知多町から提供を受ける情報について、南知多町が特段の留保を付

さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第 5 条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、南知多町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第 6 条 本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 7 条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、南知多町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、南知多町とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

南知多町：愛知県知多郡南知多町大字
豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地
南知多町長 石 黒 和 彦

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
代表取締役 小 澤 隆 生

50 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

南知多町（以下「町」という。）と公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会（以下「協会」という。）は、防疫活動に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、南知多町内において地震、風水害及びその他の災害又は感染症（以下「災害等」という。）が発生した場合において、感染症の拡大を防止し、住民生活の安定を図るための防疫活動の相互協力について、必要な事項を定めるものとする。

（防疫活動の内容）

第 2 条 この協定において、町が協会に協力を要請する防疫活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 災害等の発生時における消毒活動
- (2) 災害等の発生時におけるねずみ族及び昆虫等の駆除活動
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、特に町が必要と認める活動

（協力要請）

第 3 条 町は、災害等が発生した場合には、協会に対して前条各号に掲げる防疫活動への協力を要請することができる。

2 町は、防疫活動への協力を要請するときは、防疫活動協力要請書（様式第 1 号）を協会に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協会に対して口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 協会は、第 1 項の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両その他防疫活動に必要な物品及び労務の提供（以下「労務の提供等」という。）を可能な限り行うものとする。

（情報提供等）

第 4 条 町は、災害等に円滑な協力が得られるように、協会に南知多町内の災害等に関して必要な情報を提供するものとする。

2 協会は、災害等における円滑な防疫活動が図られるように、協会の会員等における協力体制の整備並びに情報等の収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

3 協会は、災害等が発生した場合には、防疫活動が円滑に行われるように、災害等に出動可能な協会の会員等が保有する要員、車両、資機材等の数量を把握し、その内容を町に報告するものとする。

4 協会は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに町に報告するものとする。

（防疫活動の実施）

第 5 条 協会は、第 3 条第 1 項の要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、防疫活動の実施場所に直ちに出動し、町の指示に従い可能な限り防疫活動を実施するものとする。

2 前項の場合において、協会は防疫活動の実施場所に町の職員が同行できないときは、町の承認を得て、要請事項に従い防疫活動を実施するものとする。

（防疫活動の実施報告）

第 6 条 協会は、前条の規定により防疫活動を実施したときは、町に対し防疫活動実績報告書（様式第 2 号）を提出するものとする。

（費用負担）

第 7 条 第 3 条第 1 項の要請に基づき協会が実施した労務の提供等に要した費用は、町が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害等の発生の直前における適正な価格を基準として、その金額は町及び協会が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払方法)

第 8 条 町は、第 6 条の防疫活動実績報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めた場合は、協会の請求により前条第 1 項に規定する費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第 9 条 協会は、防疫活動に際し、協会の責めに帰すべき事由により町又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(個人情報の保護)

第 10 条 協会は、防疫活動の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第 2 項の規定により町から提供を受けた個人情報を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(連携)

第 11 条 この協定に係る町の連絡責任者は、災害等発生時の防疫活動の所管課長とし、協会の連絡責任者は、公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会知多ブロック長とする。

2 町及び協会は、災害等の発生時における連絡先や連絡方法について確認するなど、平時から相互の連携に努めるものとする。

(協定の有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間を満了する 1 か月前までに、町、協会いずれからも協定解約の申し出がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して 1 年間効力を有するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第 13 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度町及び協会が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、町、協会双方が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町
町 長 石 黒 和 彦 印

愛知県名古屋市中村区亀島二丁目 1 番 1 号清正公街 2 階
公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会
会 長 坂 倉 弘 康 印

様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日

防 疫 活 動 協 力 要 請 書

公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会
会 長 様

南知多町長

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり防疫活動を要請します。

被災の状況	
要請日時	
要請場所	
要請内容	
その他 必要な事項	

南知多町担当者

部

課 氏名

TEL

FAX

E-mail

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

防 疫 活 動 実 績 報 告 書

南知多町長 様

公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会
会 長

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書第 6 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

防疫活動日時				
防疫活動場所				
防疫活動内容				
使用した薬剤・物品一覧表	品 名	数 量	単 価	金 額
その他 必要な事項				

協会担当者 役職： 氏名

TEL

FAX

E-mail